令和5年士幌町議会第4回定例会

1 議事日程 12月12日(火曜日)午前10時開会

日程番号 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

日程番号3 議案第4号 指定管理者の指定について

日程番号4 議案第5号 指定管理者の指定について

日程番号5 議案第6号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号 6 議案第7号 士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例案

日程番号7 議案第8号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第9号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正

する条例案

日程番号 9 議案第10号 士幌町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例案

日程番号10 議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報

の提供に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第12号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号12 議案第13号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程番号13 議案第14号 令和5年度士幌町一般会計補正予算(第9号)

日程番号14 議案第15号 令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)

日程番号15 議案第16号 令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第2号)

日程番号16 議案第17号 令和5年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程番号17 議案第18号 令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算

(第3号)

日程番号18 議案第19号 令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程番号19 議案第20号 令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

2 出席議員(11名)

1番 中村 頁 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉 6番 牧野 圭司

7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵 10番 成田 哲也

11番 曽我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

3 欠席議員(1名)

2番 森本 真隆

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長 髙木 康弘 教育長 土屋 仁志

代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典 地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子 町民課長 吉川 和美 保健福祉課長 佐藤 慶岩 郷原 敏宏 建設課長 上山 英樹 産業振興課長 角田 淳二 道路維持担当課長 若原 裕 幼児教育課長 特養施設長 齊藤 英雄 病院事務長 増田 達也

消防課長 仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事川口久教育課長川岸滋一給食センター長加納正信高校事務長木下雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長 藤内 和三 総務係長 長岡 直美

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

河口議長

ただいまの出席議員は11名であります。

なお、2番、森本議員より傷病のため欠席届が提出されていますので、 報告します。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、矢坂賢哉 議員及び6番、牧野圭司議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問順位1番、大西米明議員。

2

1

大西議員

おはようございます。それでは、町長に第9期介護保険料についてお 聞きいたします。

2000年度に介護保険制度が始まり、第1期の65歳以上の介護保険料が3,360円で、第8期には高齢化の進行で介護費用が膨らみ、保険料も増え、士幌町では6,100円になり、町民の負担増になっておりますが、第9期の保険料は国の案がまだ定まっていませんが、町としておよそどのぐらいを予定しているのかお聞きします。

河口議長 髙木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

大西議員のご質問にお答えをいたします。

令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする第9期の介護保険事業計画については、現在士幌町保健医療福祉総合推進協議会に諮問をしながら策定を進めるとともに、保険料の試算を行っているところであります。介護保険制度は、平成12年4月に施行され、その創設から23年が経過し、高齢化が加速する中でその介護給付費用も着実に増加を続け、保険料の基準額についても全国平均で第1期では2,911円であったものが現在の第8期では6,010円となっております。

本町における月額保険料基準額は、第1期に3,360円であったものが第6期で5,100円、第7期では6,100円、第8期も同じく6,100円となっており、現在十勝管内で上位から5番目となっております。第9期の介護保険事業計画における介護保険料の試算に当たっては、事業計画期間の最終年度となる令和8年度の第1号被保険者を2,034人、認定率を18.2%と見込んでいるところであります。さらに、保険料の上昇要素として要介護認定者が今年度より増加傾向にあり、それに伴う介護給付費の増加、物価高騰や介護職員の処遇改善に係る介護報酬の増額改定が見込まれるところであります。本町の第1号被保険者1人当たりが負担する施設サービス給付費は、施設介護の志向が高いことから、十勝管内の自治体と比較しても高い水準にあり、これらを勘案して第9期事業期間中の介護給付費見込み量を算出することになります。一方で国の介護報酬改定が本年12月末をめどに出される予定となっていることに加え、高所得者に係る所得段階の見直しが検討されており、現段階で具体的な保険料の金額をお示しすることは難しい状況にあります。

いずれにしましても、第9期の介護保険料の算定に当たっては、介護 給付費準備基金を必要に応じて活用しながら、少しでも介護保険料の増加を抑制できるよう慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

それではまず、国が定まっていませんからなかなか町長答えにくいと は思いますが、およそで大体予定が立つようなものについてお聞きした いと思います。

まず、介護保険の費用の分担について、まずそこから聞きたいと思い

ます。介護保険の費用の分担は、50%が国、道、町の公費で負担しますが、一般の1号被保険者、2号被保険者の負担が50%ということになっていますが、介護保険が入った2000年度には1号被保険者、言ってみれば65歳以上の人の割合が国の割合が17%、それから40歳から64歳までの2号被保険者が33%で50%ということで出発したのですが、前期の8期のときには1号被保険者が23、それから2号被保険者が27ですか、それで50になって、これが1%1号被保険者が増えることによって介護保険料も約100円値上がりしますが、9期はどのような割合になりそうなのか。国がまだ発表していませんから分からないかもしれませんが、その辺はどう見ていますか。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

現時点での状況については、保健福祉課長よりお答えをさせていただきます。

河口議長

保健福祉課長。

佐藤保健

保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げます。

福祉課長

大西議員のおっしゃるとおり、介護保険料、65歳以上の1号被保険者と64歳未満40歳以上の2号被保険者の割合が7期、8期ともに1号被保険者の割合が23%、2号被保険者の割合が27%で推移しているところでございます。これまで3年ごとに見直しを行っておりますが、これまで1号被保険者の負担割合は1%ずつ上昇してきた経過がございます。次期計画策定におきまして負担割合に変更が生じるとの通知や情報が現在のところ国から入っておりません。つきましては、8期と同等の1号被保険者の負担割合は23%になるのではと考えております。

以上でございます。

河口議長

再質問があれば許します。大西議員。

大西議員

国の今高齢者率の増加は、大体2040年がピークでないのかなという話をしています。士幌町も多分それに付随してずっと同じぐらいで上がっていくのだと思いますが、今後士幌町の高齢者率、65歳以上の1号被保険者の推移はどのように見ていますか。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

ただいま第9期の介護保険事業計画の策定をしている途中でございまして、今後の高齢者の人口、あるいは割合の推移については、保健福祉課長からお答えをさせていただきます。

河口議長

保健福祉課長。

佐藤保健

保健福祉課長、佐藤よりお答えいたします。

福祉課長

高齢者率につきましては、先ほど大西議員のおっしゃったとおり、増加をしております。65歳以上の高齢化人口については、来年度がピークになると考えているところでございます。その後、高齢者人口は減少に転じるのですが、その後も75歳以上の人口、85歳以上の人口は少しずつ増加していくものと考えております。

以上でございます。

河口議長

再質問があれば許します。大西議員。

大西議員

65歳以上の80歳とかというのは増えるという話ですが、全体で増えるのか、減るのか、その辺を教えてください。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

同じく保健福祉課長からお答えをさせていただきます。

河口議長

保健福祉課長。

佐藤保健

保健福祉課長、佐藤よりお答えいたします。

福祉課長

全体で増えるのか、減るのかというお話ですが、今後も介護認定を受ける高齢者の数は全体的に増えるものと想定しております。

以上でございます。

河口議長

再質問があれば許します。大西議員。

大西議員

ということは、国が2040年ぐらいがピークということで、士幌町も同じように推移していくのかなと思っていますし、全国で増えていくことによって介護保険料が1%増えるたびに100円ぐらいずつ上がっていくということですから、5期以上の中でやっぱり2、300円は人口比で増えていくので、介護保険料は増えていくのかなと推理します。

それでは、今回1期目から8期目までの計画執行率なのですが、本当に職員頑張っているのだなと思うのは、2000年の始まった1期3年間、その執行率が大体90%ぐらいということは、介護保険をどうやってやるのか分からないときに計画立てて、どのぐらいの介護保険料が必要かという計算してきたものが約90%いっていたということは、すごい見通しを立てたのだなと思って、職員の皆さんに敬意を表しますが、それで1期目からずっと3期目ぐらいは98、97の執行率ですが、7期は97.6%の執行率、6期は100%、5期は93.9なのですが、第8期につきましては87、85、86と大体今までにないような執行率なのですが、多分コロナの影響もあってなのかどうか分かりませんが、その辺はどういう理由でこういう執行率になったのかお聞きします。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

第8期の計画に対する執行率が85前後ということの要因について、今計画策定をしている途中でありますが、その辺についても分析をしておりますので、保健福祉課長からお答えをさせていただきたいと思います。

河口議長

保健福祉課長。

佐藤保健

保健福祉課長、佐藤よりご説明させていただきます。

福祉課長

8期の執行率につきましては、計画に対して先ほど大西議員もおっしゃっていましたし、町長もおっしゃっていたとおり、計画期間、令和3年度から令和5年度までの3年間で86.2%となる見込みとなっております。これは、今までと比べて大分低い数字で、計画に対する実績が86.2%ですから、かなり低い数字であると思われます。

先ほど大西議員からもお話ありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きいと思われます。第7期計画の最終年度であります令和元年の終わり頃に新型コロナウイルス感染症が国内で広がり始め、令和2年度から8期計画がスタートしております。特別養護老人ホームに既に入所していた方につきましては、サービス提供に大きな影響はなかったと考えておりますが、デイサービスやショートステイ、在宅のサービスにおきましては入院から老健や特養への入所など人の移動に係る制限、または時間がより多くかかったこと、一方利用者や職員の感染によりサービスそのものが休止したなど、積み重ねた要因があると考えております。

本町においては、介護老人保健施設の利用減少が著しく、計画値の半 分程度まで減少しておりました。また、要介護認定者が過去一番の減少 であったことから、結果的にサービスを使う方が減り、給付費の減少を 招いたと分析しております。

以上でございます。

河口議長

再質問があれば許します。大西議員。

大西議員

コロナも2類から5類に変わって、平常どおりに戻ったので、これから第9期は結構今までの7期、6期と同じような執行率になっていくのだと思いますが、そうなると保険料もまた今まで基金が、基金が幾らあるのか知りませんが、余っていたものを使わなければならなくなってくるのだと思いますが、今ある基金は幾らで、どのぐらいを取り崩して次の保険料にしていこうと思っているのか。町長は保健センターの課長でしたし、センター長もやっていましたから、課長に振らなくても町長が答えれる分は町長答えてください。

河口議長 高木町長

答弁を求めます。町長。

介護の準備基金の残高でございますが、現在5,560万円となってございまして、8期の最終年、今年度も現在の執行率でいきますと1,000万円程度積み増しができるのかなというところでございまして、8期末では6,500万円程度と見込まれます。

一方、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、介護報酬の改定というものがどの程度になるかというのはまだ見通しが私どもも立っていないところでありますが、物価高騰、あるいは職員の報酬の改定というところもかなり大きくなるのではと思ってございまして、これまでそれぞれの期ごとに介護報酬というのは改定されてきているところでありますが、その中でも過去に例を見ない改定率になるのではとも思っているところでございます。そういったこともありますし、次の第10期に向けましては、先ほど第1号被保険者の負担割合、第2号被保険者の負担割合というところで、さらに第1号被保険者の割合というものも増えていくものと思いますので、その次の期も見据えた中でこの準備基金というのをどう活用していくかと考えたときに、6,500万円積み上がるとし

て、全てをこの第9期の介護保険料の引下げの部分に投入するのは非常に難しいのかなと。次の期のことを考えますと、9期末ででき得れば3,000万円程度残した形で運営をしていきたいと思ってございますので、この9期の中では6,500万円の半分程度まで取り崩した中で保険料の抑制を最大限、抑えていきたいなと考えているところでございます。再質問があれば許します。大西議員。

河口議長大西議員

大体3,000万円を取り崩すと、この間までは600万円で100円下げると いうあれですから、今は740円で100円下げれるということですから、何 ぼになるのですか、3,000万円取り崩して740円割ると……400。400円下 げるということですから、今6,100円ですから、そこから400円下げるわ けにはいかないですよね、9期のあれがありますから。だから、6,100 円は割るのだろうと思いますが、4期では1,500万円、5期では2,100 万円、6期では2,000万円、7期は1,000万円しか取り崩していませんが、 5期のときには保険料があんまり高くなるということで、道も心配し て、準備基金から道が町に還付してくれたおかげで何百円か下げること ができました。それで、1期、2期、3期と各町村で介護保険料の1期 は3%、2期も3%、そして3期は1%で、それから道の準備基金に繰 入れしていない、だから道の準備基金も町の出した金が大分残っている のかなと思うのですが、そんなのは今聞いても分からないからそれはい いです。ですから、急に上がるときにはそういう金を使いながらも調整 していかないと駄目なのだろうなと思いますし、今回どこまで6.100円 から下げれるのかなと。

それで、国も今区分を、士幌は1区分から12までいっています。それで、国は今10段階から13段階までの間に上げたいということで、上の所得の多い人から納めてもらったお金を1段階、2段階、3段階の下の人に還付して、下の人の負担減にしたいということを言っていますが、それはどこの部分までいくのか。13まで区分いくのか。そこで、士幌町は今、7期のときになるときに私一般質問で9段階から12段階にしたらどうなのだと言って、12段階になったのですが、帯広市辺りは15段階までいっています。今士幌町は12段階ですから、国が13になれば間違いなく13にしないわけにいかないですから、何ぼでも町で決めれるのですから、どこをめどに町は区分をしていくのか。そして、上限額をどこまでするのか。計画どうなっているかお聞きします。

河口議長 髙木町長

答弁を求めます。町長。

まず、お答えの前に、現在の本町の介護保険料6,100円ということでありまして、3,000万円ぐらい準備基金を使えば400円下げれるという話には計算上なるわけでありますが、今回の介護報酬の改定が仮に5%も上がるとなれば、6,100円から400円程度上がりますので、基金を使って400円を下げたとしても、現行の水準ぐらいにしかならないと私どもとしては見込んでいるということをまずお答えをさせていただいた上で、

国の今検討している所得段階13段階というところのお話でありますが、 国は9段階から13段階にすることで現在所得が低い第1段階から第3 段階までの負担率をさらに下げる財源に使うという考え方を案を持っ ているところでございまして、仮に国がこれを導入をした場合につい て、本町においてはどのようにこれを取り扱うかということになりま す。国に仮に13段階を導入した場合には、市町村においては13段階以上 を設定をしなければならないということになってございます。そして、 その上で6段階以上の所得区分、いわゆる段階ごとの所得の境目の金額 については現行の扱いを踏襲する予定だというところでございまして、 これは各市町村によって設定が可能となってございます。ですから、国 が13段階を導入すれば、本町も最低でも13にはしなければならないとい うことになります。

現在本町では12段階を採用しておりまして、一番所得の高い階層、12段階目なのですが、合計所得金額で1,000万円以上というところを12段階ということに設定をしているところでございまして、国の今の案としては320万円から90万円刻みでその階層を設定していくということで、本町に比べて非常に階層の区分が狭いのです。もし本町が国の今の案どおりの所得階層の境目を採用するとなりますと、今9段階にいる方が12段階ぐらいまで上がる方も出てくるわけなのです。そうすると、非常に保険料が上がってしまうということがございますので、今国が示しております第1段階から第3段階までの方の保険料を下げる財源が本町の今の階層の中である程度可能であれば今の本町の階層区分、例えば10段階であれば500万円以上700万円未満、11段階ですと700万円以上1,000万円未満、12段階ですと1,000万円以上となっていまして、ここの10から12までは変えずに新たに13段階を設定をして、13段階は例えば、これはあくまでも仮ですが、1,500万円とか2,000万円以上の方を13段階に持っていって設定をできればいいなと考えているところでございます。

ただ、段階別の保険料の保険料率といいますか、例えば9段階であれば今は1.7、10段階では1.8倍、11段階1.9、12段階2.0と。国がこの13段階を導入するときに、この保険料率が今3つの案がございまして、それを市町村の裁量で決めることができるのか、あるいは国のとおりにやらなければならないのかというところはまだ具体的な方針が定まっておりませんで、国のこれから出てきます方針をよく考えながら、本町にとってなるべく上がらない方向で検討できればと考えているところでございます。

河口議長

再質問があれば許します。大西議員。

大西議員

今の町長の話聞いていると、13段階にしたときに約1,500万円以上の 所得というと、65歳以上で1,500万円以上の所得の人って町内にそんな にいるのですか、つくるのはつくっても。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

そこの段階ごとの被保険者の数については、保健福祉課長からお答え をさせていただきたいと思います。

河口議長

保健福祉課長。

佐藤保健

保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げます。

福祉課長

段階ごとの人数なのですが、先ほど町長がおっしゃったように12段階 以降の所得の人数をお知らせいたします。現在1,000万円以上の所得と いうことで設定しております12段階には、この階層には現在36名の方が おられます。この中で先ほど町長がおっしゃっていた13段階に仮に 1,500万円以上だとしたらということなのですが、仮に1,500万円以上の 所得がある方が何人この階層に入るかということで考えたら17人の方 がおられます。

以上で説明を終わります。

河口議長 大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

10段階から上の人は所得が多い人ですから、それは納付してほしいなと思いますが、問題は1段階、2段階、3段階、今回国、道、町の補助金で少しずつ安くしたいということで、1段階は0.5から0.3にしたい、それから2段階は0.75を0.5、1段階と同じようにしたいという、3段階も0.75から0.7にしたいと。この中には普通徴収の人が結構いるのだと思います。年金月1万5,000円、年間18万円の人、その人たちは今決算や何か見ていますと、初めの1期、2期、3期ぐらいまでは1段階、2段階の人で滞納をする人は少なかったのです。いなかったようなものなのです。この頃特に普通徴収の人が結構滞納者が出てきたということは、低所得者が、本当にこの1段階、2段階、3段階の人たちが納められない人が出てきて、滞納になるのかなと思っています。特別徴収の人は、これは自分が知らなくて納めなくて滞納になった人ばかりですから、それはいいのですが、普通徴収の人の滞納が増えてきたことを町長どう見ますか。

河口議長高木町長

答弁を求めます。町長。

第1期から比べますと倍ぐらいの今は月額の保険料になっているところでございまして、その負担感というものがやはり増えているのかなと思っているところでありますが、第6期の途中からですか、公費による負担軽減というものがなされてきているわけでありますので、そんな中では例えば第1段階であれば0.5倍だったものが0.3まで引き下げられておりますので、そういった国の制度の中で軽減も図られていると思いますし、第9期についてはさらなる軽減を今国で検討しているところということでございますので、そういったことを勘案しながら、ベースとなる基準の保険料というものを考えていければと考えております。

河口議長

再質問があれば許します。大西議員。

大西議員

0.5から0.3に引き下げる、町、国、道の補助金で下げるのは分かりますが、これはあくまでも介護保険料が上がっていっているから、だから

0.5から0.3になってもやっぱり負担は結構高いのは、初めから見たら結構上がっていることは事実なのです。ですから、ぜひ低所得者たちの、年金で引き落とせない普通徴収の人たちの負担を何とか補助金や何かで下げてやってほしいなと思います。

それで、介護保険はみんなで助け合う制度でありますから、これみんなで介護保険料を納入して、ぜひ士幌町の介護保険で皆さんが楽に生活できるような、幸せに生活できるような介護保険料にしていただきたいなと思いますので、町長もその辺を頭に入れて、基金を9期、10期まで残すのは残さないと駄目なのかなと思いますが、いずれにしてもこのお金は8期の人が3年で納めた介護保険料ですから、それを9期、10期に使うというのもどうなのかなと。言ってみればその納めた人が仮に亡くなったりなんかしてしまったら払い損みたいな形になりますから、介護制度が初め入ったときは3年で区切っていったというのは、3年で余ったら次に減らして、足りなかったら足してというような形で、3年、3年で見直していくというのが初めの制度でありますから、これを9期で使わないで10期まで持っていってとなると、多少はやむを得ぬと思いますが、ぜひ8期に払った人たちの還付されるような形にしてほしいなと思いますが、その辺を町長に最後にお聞きして、この質問を終わります。

河口議長高木町長

答弁を求めます。町長。

大西議員おっしゃいますように、保険料というのはその期の方が納めたというところでございまして、できる限りこの介護保険料というものが上がらないように準備基金というものを最大限活用させていただく中で設定ができればと思いますし、一方で第1段階から第3段階の方のような低所得のところの対策というものをどうしていったらいいかということになるわけでありますが、その部分に一般会計からの繰入れをするというのは、制度上好ましくないというふうなことで指導を受けているところでございまして、実際に介護サービスを利用する場合の低所得の対策というものも町単独事業で行っているところでございますので、そういったところも今後様々な充実などのことも検討しながら全体でこの介護保険制度を支えていくようなことで、9期についてもまず介護保険料の設定をできる限り現行水準から引上げにならないように最大限取り組んでまいりたいと考えてございます。

河口議長 大西議員

大西議員。

それでは、教育長に学校閉鎖についてお聞きします。

中士幌小学校の学校閉鎖はなぜ起こったのか。また、地域になぜ知らせなかったのかお聞きします。

河口議長

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

土 屋 大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。

教育長

中士幌小学校の学校閉鎖につきましては、11月2日から4日までを次の理由により、学校医の意見も聞き、学校閉鎖としたところです。学校

閉鎖の理由としましては、コロナ陽性者が多学年にわたって複数名出たこと。発熱者や風邪症状の欠席者が複数名いること。体調不良者が多数いること。明日、これは11月1日ですので、11月2日以降も回復が見込めないこと。以上の理由により、中士幌小学校長より学校閉鎖をすることについて教育委員会に報告をいただきました。

大西議員ご指摘の地域になぜ知らせなかったのかとのことですが、11月2日付ではメール等により中士幌小学校保護者の皆様や日々登下校の見守りを担っていただいている中士幌地域安全見守り隊の皆様には上記の学校閉鎖の理由等中士幌小学校長よりお知らせをしたところですが、広く地域住民の皆様にはお知らせはしておりません。今後につきましては、お知らせをする条件や範囲について教育委員会においても学校閉鎖の判断をしている各学校長からの意見も聞きながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

すみません。メールのお知らせ、今11月2日と私申し上げたようなのですが、11月1日の誤りですので、訂正をさせていただきます。

河口議長大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

私もこういう質問をしたくはなかったのです。ですから、中士幌小学 校が先生も誰も来ていないからどうしたのだという話をいろんな人か ら聞かれて、教育委員会に電話をして、教育長にどうなのさと聞いてや と、学校長にも聞いてやと言ったが、1か月たっても一つも何の音沙汰 もない。これは学校のいろんな、インフルエンザかコロナかというよう な話でしたが、そういうのは今得意な学校の閉鎖性で、地域や我々議会 に、議員にも報告しないのだなと私は感じていました。そしたら、今回 の議会で、教育長の行政報告で中士幌小学校がコロナでどうのこうのと 公表ありましたから、なぜ1か月も我々地域に、地域というより、地域 の見守り隊には報告したと。それは見守り隊に報告するのは、学校が休 んでいたら子供の通学の見守りは必要ないから休みますよという連絡 でしょう。それは、地域に知らせたという話にならないでしょう。それ は事務的な知らせでしょう。それをここでさも地域に話しましたよみた いな話になるが、我々議員は地域代表しているわけで、そんな偉そうな こと言うわけではありませんが、やはり住民からいろいろ聞かれるので す。ですから、建設課なんかも水道や何かが壊れたといったらすぐ連絡 来ます。ここでこうなっているから、もし住民の方から言われたら、こ うこう説明してほしいよという話がすぐ来るのです。道路がどうなった とか。それは、我々議員はそういうことも住民に知らせる義務もあるし、 知っていかなければならないのだと思うのです。ですから、行政報告で もコロナでどうのこうのと発表したのでしょう。なおさらコロナなんて 簡単に言うが、2類から5類になったからといって病状が楽になったの か。関係ないでしょう。コロナはコロナでしょう。コロナで休んだ人が 何名なのか知りませんが、8名か9名と言っていますが、やっぱりそれ は我々としても知っておかないと、子供たちと接するのに地域の人たち は気をつけてもらわないと、2類から5類になって私の友達2人死んで います、コロナで。ですから、何で隠さなければならないのか。何で1 か月後に議会で公表するのか。多分どこの地域の議員も知らせてほしい と思うのだと思うのです。私はだから聞いているのです、教育委員会に、 校長にも。何も言ってこないのです。大西に言ってもしようがないと思 って教えてくれなかったのかどうかは分かりませんが、どうしてそうい うことになるのか。学校の閉鎖性、秘密主義、まさにそれでしょう。校 長に聞いたら、私は地域とそういうつながっている議員やそういう人た ちは知りませんから、そういうところに行ったことないからしませんで したというような話を人から聞きましたが。だが、もし学校で大変なこ と起きたときに、見守り隊には教えるが、俺たちには教えないという、 何ぼ30人そこそこの学校でも、学級閉鎖ならいざ知らず学校が閉鎖する ということは大変なことなのです、地域としては。学校も開けた学校、 皆さん学校に門を開けていますからウエルカムですと。先生方が地域に 出てこないでしょう。そうやって何も言ってこないでしょう、学校の中 で。この質問の中に連絡しないとかなんとかも含めて、学校が何か閉鎖 的で、秘密主義で、何かやっているようにしか見えないのです。そして、 1か月もたってから議会あるからと行政報告で報告して、それで終わり と。どうしてそうなるの、学校って。地域に言えばいいでしょう。我々 議員だってみんなから聞かれたときに説明しないとならないし、笑われ るでしょう、先生方の車1台もないが、学校どうなっているの、今日。 分からないものと、教育委員会に言ったが、何も教えてくれないものと、 そうなってしまうのだが。この答弁書読んだっておかしいでしょう、そ んなもの。見守り隊に連絡したからと。見守り隊全部やってくれるの、 何でも、そしたら、学校のこと。あの人らは大変です、朝早くから子供 の通学を見守ってくれて。頑張ってもらっています。だが、それとこれ とは違うのだと思うのですが、教育長、どう思いますか、その辺。

河口議長土 屋教育長

答弁を求めます。教育長。

見守り隊の方々には連絡をしていたというのは、大西議員ご指摘のとおり、日々学校を毎日のようにお手伝いをいただいている関係もあって報告をさせていただいたということで、それをもって地域に周知をしたと私どもとしても捉えているわけではございません。各学校の様々な運営に関しては、保護者はもちろんですが、地域住民の皆さんに中士幌小学校だけではなくて各小学校でもいろんな協力をいただいているのは事実でありますし、そういった面からいけば今回の教育委員会なり、学校の取った措置についてはかなり欠けていたということは否めないかなと思っております。その点については、反省もしておりますし、おわびを申し上げたいと思います。

今後については、先ほども答弁の中で申し上げましたが、どの程度、どの範囲まで連絡をしていくのかという部分については、今後各学校長とも協議をしながら進めさせていただきたいと思っておりますが、少なくても議員の皆さんには、議会事務局から議員の皆さんにいろいろ緊急で連絡することもあろうかと思いますので、それらの連絡方法も確認をさせていただきながら、それらを活用しながら速やかに連絡する等については取っていきたいと現在考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

河口議長

再質問があれば許します。大西議員。

大西議員

これ読んでいると、私も間違ったかなと思うのは、学校閉鎖、学級閉鎖も同じだと思うのですが、学校長より教育委員会に報告をいただきましたという報告ですが、学校長が判断して、学校閉鎖、学級閉鎖しますよと教育委員会に報告するだけなのだ。その中に生徒数の割合だとかなんとかというある程度の基準はあると思うのです。学校長が独断で閉鎖しますと教育委員会に、そしたら教育委員会は、はいと言って終わるのですか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 学校閉鎖の判断でありますが、士幌町立学校管理規則第38条で臨時休業については校長が判断をするということになっております。次の第39条で臨時休業をする場合、あらかじめ教育長に報告をするという規定になってございます。もちろんこの報告の中には、今大西議員が言われた人数だとか、そういったものも全て含まれておりますし、校長の判断が誤っていることはめったにないとは思ってはいるのですが、場合によってはその判断に対してこちらから例えば日数を少し変更したらとか、そういったことを指摘をするケースはございます。

またあわせて、学校保健安全法の第20条には感染予防対策を取るための臨時休業の規定がございまして、校長が判断をするのですが、その判断をする場合においては学校の状況や地域の感染状況を勘案し、学校医の意見を聞いて決定すると定められておりますので、今回の臨時休校についても同様の手続を経て決定したものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

河口議長 大西議員 再質問があれば許します。大西議員。

今日マスコミの人も来ていますからお願いするのですが、帯広だとか音更は、こういう学校閉鎖だとかなんとかになったら新聞に出ます。うちは出ていないのだが、小さいからマスコミ書いてくれないのか、音更は大きい、帯広は大きいから書いてくれるのか知りませんが、教育長の言うように地域の誰に知らせるかと、そんなのなかなかできないでしょう、話合いしても。町内会長にみんなに言って歩くというわけにもいかないし、一番手っ取り早いのはマスコミに書いてもらえばいいのです。コロナなんて簡単に言うが、やはり年寄りなんかは命に関わることあり

ますから、ぜひマスコミに士幌の何々小学校とか中学校とか、いつからいつまで学校閉鎖、だって町長だってコロナになったらちゃんと書いてくれるのだから。だから、そういうのを使って周知するのが一番だと思いますが、ぜひそういうふうに、こんなことあんまり言いたくないので、今回はちょっと面白くないから言っただけですから、ぜひ今後気をつけてやってください。

終わります。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 コロナに関しては、5類になったということで取扱いとしてはインフルエンザと同じ取扱いにはなるのですが、インフルエンザと比較して、例えば薬の種類とかも少ないですし、依然として気をつけなければならないのはこれは事実だと思います。今後においては、マスコミの活用等も、今まではマスコミさんには、隠していたわけではないのですが、特段流してはいなかったのですが、そういったことも含めて周知の方法については検討させていただきたいと思います。

河口議長

以上で大西米明議員の質問を終わります。 ここで11時5分まで休憩を取ります。

> 午前10時50分 休憩 午前11時05分 再開

河口議長

休憩を解き会議を再開します。

質問順位2番、中村貢議員。

中村議員

町長に質問させていただきます。空き家、空き地対策について、前回 に空き家、空き地対策について一般質問をいたしましたが、8年経過し ても対策等の成果が見られず、再度質問させていただきます。

令和5年4月の空き家実態調査では、町全体で空き家の割合は3%となっています。そのうち住宅の大半が木造住宅です。さらに、管理不全な状態にある空き家が全体の59%を占めています。空き地の管理についても同様で、雑草やごみ等の捨場になっている箇所も見られます。

これらは、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を 及ぼしています。高齢化が進む中、さらに空き家、空き地が増えていく と予想されます。これらの状況について町長は現状を把握されているの か。また、対策を考えておられるのか伺います。

河口議長 髙木町長

答弁を求めます。町長。

中村議員の質問にお答えをいたします。

近年少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、全国的に空き家等が増加しており、適正に管理されていない空き家等が様々な面において周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていることが大きな社会問題となっております。このような状況を背景として、平成27年5月に空家等対

策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家等の適切な管理責任は 第一義的には所有者等にあるとしながらも、空家等対策計画の作成やこ れに基づく対策の実施は市町村の責務であるとされました。

本町においては、平成30年に第1期士幌町空家等対策計画を策定、同年5月から毎年固定資産税納付通知書の送付時に空家等対策計画と空き家等解体撤去費用助成事業の案内を同封し、空き家所有者に対して適正管理に関する通知を行ってきました。この間空き家等解体撤去費用助成事業を空き家所有者に活用いただき、平成30年度から令和4年度までに合計17件の解体撤去が行われてきましたが、令和4年度に行った空き家実態調査によると、町全体で空き家の割合は約3%、全体の総数も前回調査時点の68件から75件と増え、不良度ランクAランク、管理に特段の問題がないが4件からゼロ件へ、Bランクが41件から31件へと減った一方、Cランク、倒壊の可能性はないが、現状のままの利用困難が10件から31件へ、Dランク、将来特定空家となる可能性があるが9件から13件へ増加し、地区別では士幌市街で減少しているものの、中士幌市街及び農村部で増加しております。

この結果を基に第2期士幌町空家等対策計画を策定しましたが、具体的な取組として庁内関係部署の連携による相談体制、窓口のワンストップ化、情報発信の強化を位置づけたところであり、本年度におきましては固定資産税納税通知書を送付する際に従前の通知文書に加え、適正な管理を求める厳しい表現での文書を同封したところ、空き家等解体撤去費用助成事業において5件、次年度予定しているものも現時点で1件あると商工会からお聞きをしており、取組の効果が一定程度見られるため、来年度予算の拡充に向けて検討しているところでございます。また、これらの調査、実績から解体助成等の活用は進んでいるものの、今後さらなる対策が必要であると考え、今年度中にC、Dランクの所有者に絞って、再度通知文書を送付する予定をしております。

空き家の存在が所有者本人以外の周りに住む町民の安心、安全を脅かすことを最も懸念しているものの、町が主体となった除去等は極力回避し、基本的には所有者への指導等により解決していきたいと考えておりますので、C、Dランクの当該所有者には特に認識していただき、早い段階で解体につながるよう促す一方、A、Bランクの所有者には住宅リフォーム助成を使っていただくことを推奨するなど、適正管理に取り組んでまいりたいと存じます。今後とも地域住民、関係団体の皆様と連携しながら空き家対策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長 中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

今の町長の答弁どおり、令和5年4月の第2期計画では、Cランク、 倒壊の可能性はないが、現状のままの利用困難、これがCランクなので すが、10件から31件ということで21件も増えていると。それから、Dランクで倒壊、崩壊の可能性があると、これが9件から13件と、このように増えているのが現実です。その辺については町長もご理解をいただいていると思いますが、平成27年の5月の26日に国による空家対策等の推進に関する特別措置法が施行されました。それに併せて29年4月に空き家対策等の協議会、それから平成30年度に空き家等対策の計画を策定したと思いますが、現在でもこの協議会の活動をしていると思いますが、この協議会の活動内容を伺いたいと思います。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

この空き家の対策協議会の活動内容については、地域戦略課長からまずお答えをさせていただきたいと思います。

河口議長

地域戦略課長。

小 野 寺

地域戦略課長、小野寺から回答させていただきます。

地域戦略

課

協議会につきましては、条例で制定されておりますが、協議事項としまして空き家等の対策計画の作成、変更、実施に関すること、また2つ目には空き家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること、3つ目には空き家等の調査、特定空家等と認められるものに対する立会いの調査の方針に関すること、4つ目には特定空家等に関する措置の方針に関すること、最後にその他空き家等対策に関する必要な事項について

以上です。

河口議長

再質問があれば許します。中村議員。

協議をしているところであります。

中村議員

今協議会の中身について説明をいただきましたが、現実に調査とか、 そして現実に現地に今行っているかどうかという話はなかったのです が、それについては現地に行っているということで、そういうふうに理 解してよろしいのですか。

河口議長

町長。

髙木町長

この協議会が実際に調査をして歩くということではなくて、どのような形で調査をするかですとか、特定空家に該当するか否かの判断をしていくということで、今回の場合ですと令和4年度に町内の空き家等の調査を委託業務で事業者に行ってもらった上で、それを取りまとめたものをこの協議会に提示させていただいて、今後どのようにこの空き家等の対策を行っていくかということを協議していただいているということでございます。

河口議長

再質問があれば許します。中村議員。

中村議員

そうしますと、協議会の中で恐らく役場の担当者というか、例えば建設課とか地域戦略課なんかとか、そういう人たちも入っておられると思うのですが、その中であくまでも現地については委託していると。直接協議会では確認をしていないと、こういうことですね。

河口議長

町長。

髙木町長

確認をしていないということではなくて、調査結果を提出してもらって、それを基にこの中で、協議会の中でいろんなこの計画の策定に関すること、あるいはどのような形で空き家等の解決を図っていくかということについて協議をしているというところでございます。

河口議長

中村議員。

中村議員

分かりました。

それと、先ほど町長の答弁の中で17件の解体撤去が行われているとありましたが、現実には年々ある程度10件だとか、それぐらいの数が増えていっているのが私は現状だと思っています。それにしてもトータルで17件も解体されているということは、それだけ空き家だとか危険な家がなくなっているということだと思いますが、これはやはり持ち主の責任で解体、リフォームをするしかないということなのですが、高齢化が大きな原因になっていると思います。管理不全の空き家が増加しているということなのですが、そのために町はいろいろと補助金等対策をしていると思いますが、その対策の中身についてお伺いしたいと思います。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

空き家等解体撤去費用の助成事業の内容については、産業振興課長からお答えをさせていただきたいと思います。

河口議長

産業振興課長。

郷原産業

産業振興課長、郷原よりご報告させていただきます。

振興課長

空き家解体事業の撤去費用の助成金につきましては、基本的にはかかった費用の2分の1で上限100万円までを助成をさせていただいているというところでございます。

以上です。

河口議長

再質問があれば許します。中村議員。

中村議員

今空き家の対策について課長から説明ありましたが、そのほかにマイホームですか、結局家が古くなったので、それを売買して、そして新たな家を建てるという場合でも使えるようなマイホームの補助金ですか、それも今町でやっていると思いますが、早急に対応しなければならないと、そういう危険な空き家について、それに対しての町の体制というのですか、どのような方向で早急に解決するのかということで考えているのか伺いたいと思います。

河口議長

町長。

髙木町長

今回の調査の中でCランク、それからDランクに該当をした空き家に対しましては、先ほどの答弁でお話をさせていただきましたように既に今年度納税通知書の際にはいろんな通知文書を送らせていただいているわけでありますが、今年度中再度これらの方には状況等についてお知らせをして、早期の措置、適正な管理につながるよう通知をしながら、その解決に努めていければと思っておりますし、今後においてはさらにそのC、Dランクで特にひどい部分については、写真などもこちらで作

成させていただいて、現状を把握いただくためにそれらについても同封 しながら、この空き家の解決に努めていければと考えているところでご ざいます。

河口議長 中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

ぜひ現地の把握していただいて、何とか危険な箇所を早期に発見をして指導していくという形でやっていただきたいと思います。

次に、空き地の問題なのですが、これはやはり高齢化が原因で、それぞれ町外に行ってしまうということで、徐々に空き地も増えていると思っております。結局は町外に出ていく方が多いので、その空き地が特に雨などが多いときには草の成長が早いということで、隣近所の人が刈っていると。これも本来ですと他人の土地に無断に入るという形で、大変いかがなものかと思いますが、やはり環境美化についてはどうしてもやらざるを得ないと。それと、できれば町に何とか文書で、ここの土地については町外でいるのだが、当然町はどこにいるか住所を理解されていると思うので、文書なりで指導するということをされているかと思うのですが、その辺について伺います。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

空き地の適正管理に関しましては、町民課長からまずお答えをさせて いただきたいと思います。

河口議長

町民課長。

吉川

町民課長、吉川よりお答えさせていただきたいと思います。

町民課長

現在町で空き地のほう監視している箇所が50か所程度ありまして、昨年度につきましては9件の方に通知を出したところでございます。中村議員おっしゃられますように近隣住民の方で管理していただいている空き地につきましては、適正に管理されているものという認識で、町ではどこがその箇所かというのは把握していない状況でございますが、今後におきましてはそういうような連絡体制の整備についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

河口議長 中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

景観の問題もありますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

それと、とにかく今回再度質問させていただいたのは、先ほども言いましたが、8年前ですか、この規則施行されてからも同じような状態になっているところがあるのです。全然改善されていないという。それで、今回再度こういうふうな質問をさせていただいたのですが、確かに委託をしているということで、先ほどの町長の答弁ですと把握はしているが、恐らくどこかに委託してやっているのだと思いますが、それでは解決策というか、最終的には町で指導というか、文書なり、いろいろと出したりしてやっているとは思われるのですが、現実にそれが甘いと言ったら怒られますが、何回も出しているとは思うのですが、あれからもう

8年経過していますので、これは町内会でもやっぱり言えないのです。 同じ仲間で、そこがひどいから何とかせいと直接言うわけにいかない と。ですから、結局は役場にお願いをして、何とか指導してくれという ことだと思うのです。その箇所が先ほど言ったように前回も質問した が、まだ解決されていないということで今回再度質問させていただいた のですが、その箇所についてはある程度担当者の方にはお話ししている ので、今回のこの私の質問を機に何とか対策を考えてやってほしいと思 います。それについていかがでしょうか。

河口議長 髙木町長

答弁を求めます。町長。

空き地、空き家は、基本的には所有者へ町で指導をしていき、解決をしていきたいと思っているところでございます。空き家に関しましては、空き家の管理強化や活用を促す改正空家対策特別措置法というものが実はあした12月13日から施行されることになります。状態の悪い物件、区分として、新たに管理不全空き家というものが創設をされることになっておりまして、これによりまして町は所有者に修繕や撤去を指導、勧告できる仕組みも設定されると伺っております。

また、来年からになるのですが、来年の4月1日より不動産の相続登記というものが義務づけられることから、相続が未処理になっている案件がなくなってくるのかなと思ってございまして、所有者はより一層の適正管理に努められるということを期待をしているところでもありますが、いずれにいたしましても庁内の関係部署の連携というものがまず欠かせないところでありますので、そういった事案等の町民の方からのお話をしっかり調査をしながら、現状というものも現地でしっかり把握をしながら各種通知をして、そして解体撤去の助成事業もございますので、これが今年度非常に5件の実績ということで、予算もちょっと不足してくるような状況でございますので、補助の内容としましては当初は2分の1の上限50万円ということでございましたが、上限を100万円まで引き上げたということで、かなりこの解体も進んできたというところもございますので、しっかり予算というものも総枠についても拡充をしながら、この空き家、それから空き地も含めての対策に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

河口議長 中村議員 再質問があれば許します。中村議員。

今町長から答弁いただいたとおり、この補助金の利用がすごいのです。商工会で委託を受けてやっているのですが、前々回は10件と、そして今回は5件と、それからリフォームの補助もやっぱりこれも大きいのです。ということは、本来ですと古くなったので、手放すかどうするか、出ていくかと考えるのですが、ただこういうふうに町のリフォームの助成があれば、当然簡単に直して再度住むと。もしくは、自分の家が古くなって、今空き家があったら、その空き家がまだ新しいので、そこに転移をしてリフォームをしてやるということで、この予算も非常に使われ

ているということなので、今後ともそういう予算関係の対策についてぜ ひ続けてお願いしたいと思いますので、それを最後の質問として終わり ます。

河口議長

町長。

髙木町長

解体撤去については、先ほどお話ししたとおりでございますし、住宅リフォームの助成というのも引き続き行っておりまして、今年度より一部助成の内容も拡充させていただいておりますので、引き続きこれらの対策をするとともに、また新築、あるいは中古物件の住宅の取得に対する助成というのも行っておりますので、総合的に住宅対策、そして空き地、空き家対策というものを進めてまいりたいと思います。

以上であります。

河口議長

以上で中村貢議員の質問を終わります。

質問順位3番、伊藤健蔵議員。

伊藤議員

本定例会に私の質問する時間をいただきましてありがとうございま す。それでは、土屋教育長に質問をさせていただきます。

町民が文化、スポーツの普及振興に資することを目的として、その事績について顕著な方についてはみんなで教育を考える集いで表彰し、栄誉をたたえております。しかし、近年は、少子化でスポーツ人口が減少し、多種多様な競技を体験する機会も少なくなりました。特に団体競技はチーム編成も困難となり、他町との合同チームやクラブチームに加入して活動する状況となり、競技種目自体が減少してきました。このような状況下にあって、町スポーツ賞表彰条例及び町スポーツ賞推薦要綱を制定し、努力の成果に対して顕彰してきましたが、表彰基準が時代の変化に伴っていない面もあります。推薦要綱第4条では、全道、全国大会は予選会を経て出場した大会とありますが、全道規模の大会でも予選なしで直接参加の大会があります。スポーツに親しみ、努力した実績を収めた町民には、敬意と称賛を込めて時代に即した顕彰をするよう基準の見直しをすべきと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

河口議長 土 屋 教 育 長

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町民が文化、スポーツの普及振興においてその事績について顕著な方につきましては、本町のみんなで教育を考える集いで表彰し、栄誉をたたえております。昨年度につきましては、3月12日に開催し、町の文化やスポーツの向上発展に関し、特に事績の顕著な功績を上げた9部門45個人12団体に対し表彰式を行ったところであります。

しかしながら、年々少子化が進む中、特に運動部活動の数、運動部員の数につきましては減少傾向にあり、スポーツ庁が委託をして実施しました調査、中体連・高体連・高野連に加盟する生徒数等試算では、人口推計の結果から今後30年間の部活動の人口を推計すると、ピーク時の2009年から2048年には約30%が減少し、チームスポーツでは半減以上と

なる競技も存在することが報告されています。

伊藤議員のご指摘のとおり、全道規模の大会でも予選なしで直接参加の大会があることや近年参加する大会数、競技種目の増加の影響についてもお聞きをしておりますが、今後どのようなケースがあるか等の実態を調査した上で、表彰基準の見直し等については町文化賞、スポーツ賞等の選考に関わる諮問機関である社会教育委員の皆様のご意見もいただきながら、来年度に向けて検討してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長 伊藤議員 再質問があれば許します。伊藤議員。

ありがとうございます。来年に向けて検討するということでございますが、決して予選だけでなくて、この規定自体に非常に理解に苦しむという面もありますので、幾つかご紹介させていただきたいと思いますが、推薦要綱の第4条第1項(2)の全道大会の定義ですが、全道から競技者が参加する大会で、北海道を2つの区域に分けて行う大会は全道大会ですよと。なぜ2つなのか。道東大会ですとか東北海道大会とか、そういう名称でエリアを集めている大会も存在します。これもやっぱり全道大会ではないのかなと思います。参考までに文化賞推薦要綱では、この全道大会の定義は複数の振興局管内から参加する大会と。むしろこちらに合わせたほうが非常に分かりやすくていいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 スポーツ賞に関わる全道大会の定義の2つの地域というのは、分かりやすい例でいけば高校野球なんかがそうだと思うのですが、北北海道、南北海道で2区分されていると。そういったものが高校野球以外にも幾つかの大会でございますので、それを従来から基本的なスポーツ賞に係る定義として整理をしてきたものと私自身は思っております。

伊藤議員から言われました道東大会等については、全道大会もそうなのですが、どういう趣旨の大会でどのように開催をされているのかという部分も基準の中には検討しなければならない一つとしてあるのかなと思いますので、今後の検討の中でそれらの趣旨も確認をしながら、来年度に向けて検討させていただければと思います。

河口議長 伊藤議員 再質問があれば許します。伊藤議員。

ぜひそのように検討していただきたいと思います。

さらに、みんなで教育を考える集いに表彰するようになってから第15回ですが、この中で一般の方の表彰が極めて少ないと。始まった頃の5年ぐらいでは5団体、5件というのですか、個人も含めて5件くらいあったのですが、最近10年間では2件だけです。この原因は何かなと考えてみましたが、同要綱の第5条第2項で過去に受賞しているものは同じ賞を受賞することができないということが原因になっているのでない

かなと思うのです。1年間の中で成績を上げたものを表彰するというのが原則ですから、過去の成績にこだわらず、1年間に成果を出した、努力をした人については表彰すべきと、顕彰すべきというのはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 当時そのような考えで決めてきたものだと思っております。ただ、例えば前回よりも今回のほうが成績がさらによかっただとか、そういった部分についてはそれはある程度考慮をする必要はあるのかなとは思うのですが、あとはその大会の規模だとか、そういったものを踏まえながら改めて検討はさせていただきたいとは思っておりますが、全てをそこで2回、3回同じようにというのはちょっと難しい部分もあるのかなとは思っております。ただ、いずれにしても今後の検討の中でそれらも含めて検討させていただきたいと思います。

河口議長伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

特に2回目の表彰といっても、実際に競技やっている私たちにしてみれば何年前に1回もらったのとか、10年前にもらっているぞとか、そこまで遡るというのは大体不可能なのです。やっぱり直近1年の成績で表彰すべきでないかなというのは私は思います。

次に、同要綱の第4条の第3項で職域の大会は対象としない、これはなぜなのですか。今職域大会というのは、もちろん農業団体もありますし、教職員、あるいは公務員の大会、全道、全国までつながっている大会もあります。これをいきなり職域の大会は対象としないと決められてしまうと、何らこれが表彰の対象に値しないということですから、ぜひこの条項は削除して、一定の成績が上がれば表彰していただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 ただいまご質問いただいた職域の大会ですが、どのようなものがあるのかというのは今後調査をさせていただきたいと思いますが、一般的にその職域の大会というのは、これ印象ですが、ある程度限られた範囲で、限られた参加対象者の中で行われている大会ではないのかなという印象はございます。これらを町なり、教育委員会が表彰をするというところの基準に含めることについては、やはり賛否それぞれご意見があろうかと思いますので、今後の全体の検討の中でこれらをいわゆる削除をするかどうかも含めて検討についてはさせていただきたいと思います。

河口議長 伊藤議員 再質問があれば許します。伊藤議員。

確かに職域大会は大小、質だとかいろいろあると思いますので、一番 いい方法で検討していただきたいなと思います。

さらに、十勝大会においての表彰基準なのですが、第5条の第2項に 明示されているのですが、十勝大会において優勝もしくは準優勝したも のと、これが原則なのです。このとおり表彰してくれるのかなと思うと ただし書がついていて、ただし同一の大会で複数チームが優勝した場合は優勝のみを対象とする。1つの大会で2つの優勝があるというのはちょっとイメージ湧かないのですが、その場合は準優勝チームは表彰しませんよと。我が町から優勝チームがなければ準優勝表彰しますよと。これ準優勝チームに非常に失礼な規定でないかと思うのです。やはりスポーツというのはお互いに健闘をたたえると。町として表彰するなら優勝チームなら優勝チームだけでいいのではないかと思うのですが、優勝チームがいなければ準優勝を表彰する。それは、準優勝チームにとってみれば今年は優勝チームなくてよかったねと、今年は僕らの仲間のチームで優勝チーム出たから僕ら準優勝チームは表彰されないと、この区分というのは非常に私は納得いかないと思うのです。表彰の精神からしてもそれがいいのかどうか、これはぜひ検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 ほとんどの大会は優勝、準優勝決まるのですが、大会によっては最初からチームをブロックを分けて、ブロックごとで優勝、準優勝を決めるような大会も中にあるのです。本当はそのブロックの優勝チームだけが集まって、さらに上の大会まであれば全体の優勝、準優勝が決まるのですが、そのブロックで終わってしまうものも中にはありますので、これについてはそういったものを想定しているということでご理解いただければと思います。

河口議長 伊藤議員 再質問があれば許します。伊藤議員。

分かりました。やっぱり申請する団体としては、こういう判断が、この規定があるから最初から推薦できないのだなという非常に悩ましいところもあるので、そこら辺は十分理解できるようにしていただきたいと思います。

昨年ジュニアスポーツ賞を受賞した競技で、賞の理由として世界規模だが、全国規模に準じて対象にしたようです。どの条項を活用して表彰したのか分かりませんが、この推薦要綱に欠落しているのは世界という認識です。今後オリンピックやパラリンピック、ワールドカップなど世界の大会で活躍する選手も輩出することが考えられるわけです。実際過去にも我が町からオリンピック選手が出たこともあります。今後世界のひのき舞台で活躍する選手を輩出することを期待し、ぜひ文化賞と併せ規定に世界大会を明記していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教育長

これも世界大会といってもひとえに言えないのかなと。世界規模の大会でも様々な形態の大会がありますので、それらについてはちょっと今後の検討の中で整理はさせていただきたいとは思いますが、例えばオリンピックだとか、そういうレベルになると、ここで表彰するのがいいの

か、町としての表彰に持っていくとかいうことも考えられるのかなと思いますので、そこら辺については教育委員会としても検討はしますが、 町長ともその辺については協議をしながら進めさせていただきたいと 思います。

河口議長 伊藤議員 再質問があれば許します。伊藤議員。

町としてどのように表彰するかということは検討するということですが、現実昨年世界の大会で入賞した方を表彰しているわけですから、現実問題としてやっぱりきちんと整理されたほうがいいのかなと思います。

最後になりますが、この規定はただし書や追加条項が多くて、解釈を複雑化しております。町スポーツ賞表彰条例第4条で、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定めるとありますので、ぜひ現状に即した分かりやすい規定に改定していただきたいと思います。

なお、今後スポーツや文化の各賞でこの規定で予期しない表彰基準や 大会も発生するかもしれません。そこで、追加条項として、教育委員会 がこのほか著しい成果を上げた場合は表彰できるという条項をきちん と設定したほうがいいのではないかと思うのです。今基準が全部決まっ ていますが、この規定にない成果を上げたものに対する表彰基準という のはないわけですから、それは特例として認める条項もやっぱりつけて おいたほうがよろしいのかなと思います。

さらに、この表彰は、推薦、申請主義なのです。ですから、最近は連盟や組織に加入しないで個人活動として成果を上げている方々もいらっしゃるわけですが、自分のことを表彰してくださいと自分で町に申請する人はほとんどいないと思うのです。そういうことからも教育委員会が救済措置として成果に対して表彰するという条項を付加しておいたほうがよろしいのかなと思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

河口議長土 屋教育長

答弁を求めます。教育長。

条項の改正については、今回の見直しの中で改めて含めて検討はさせていただきたいと思っておりますが、なお推薦に関しては一般的には小中高校については学校に依頼をして推薦をしていただくと。それ以外は、文化協会、体育連盟両団体並びにこの両団体に参画しているそれぞれの加入団体から推薦を上げていただいているのですが、このほかに、昨年もそうなのですが、役場だよりでその該当者の方いらっしゃったら推薦をしてくださいというようなことで周知をさせていただいておりまして、必ずしも団体の推薦がなければ駄目ではなくて、個人の方が個人の方を推薦して、うちに申請していただいても構わないことにはなっております。ただ、教育委員会としてその個人の方で活動している方々がどれぐらいいて、どれぐらい表彰の対象になるような方がいるのかというのは全てを把握するのはなかなか難しいかなと思っておりますの

で、団体も含めて、その個人の方々も含めて、伊藤議員おっしゃるようにご自分で、理論的には自己推薦でもいいのですが、ご自分で推薦をされる方というのはなかなかやっぱりしづらいと思いますので、そういった個人からの推薦も含めてできますよということをもう少し教育委員会としても周知をさせていただいて、ぜひその発掘に関しては町民の皆さんのご協力も得たいなと思いますので、その推薦方式というのは、周知の方法はまた改めていろいろ分かりやすいように考えますが、今までどおりの形でいかせていただければと思っております。

河口議長

再質問があれば許します。伊藤議員。

伊藤議員

来年に向けていろいろと検討していただくということですから、ぜひ 分かりやすい基準の規定をつくっていただくようにお願いして、質問を 終わります。ありがとうございました。

河口議長

以上で伊藤健蔵議員の質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩します。

午前11時48分 休憩 午後 1時12分 再開

河口議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

質問順位4番、牧野圭司議員。

牧野議員

私は、士幌町の農業振興策について質問させていただきます。

士幌町の基幹産業は農業であります。その基幹産業が元気でなければほかの産業を牽引していくことができず、町の衰退は免れないものと考えます。士幌町では、8期連続で400億円を超える粗収益を上げてきていますが、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰、円安、ウクライナ情勢など国際的問題により、飼料、肥料高騰をはじめ、燃油、資材価格までも値上がりが止まらず、農業経営に大きな影響を受けています。このような中、農業者はこれまで営農努力を重ねてきましたが、いよいよ農業危機が来たと強く不安を感じています。今後の士幌町における農業振興策について町長の考えを伺います。

河口議長 髙木町長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

牧野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

牧野議員ご指摘のとおり、近年は新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響により、世界的規模での経済危機や食料危機に見舞われております。また、国内経済においても急激な金融変化や物価高騰、人手不足など数多くの課題を抱えている中、人口減少や多様化する食生活の変化、異常気象による自然災害の多発、環境対策など、農業を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、今後の農業振興策としては大きく3つの取組が重要であると考えております。

1つ目として、生産性の向上です。高齢化や担い手、労働力不足といった課題を克服するためには、先端農業機械やICTなどの積極的な導入のほか、農業経営の効率化や合理化を図るための研修機会の充実など、より一層の生産性向上に向けた取組が重要であると考えております。

2つ目として、農畜産物の付加価値向上です。人口減少や多様化する 食生活の変化に対応するためには、農畜産物の付加価値を向上させるこ とが重要です。そのため特産品の開発や地域ブランドの育成、6次産業 化の推進など、これまでの士幌農業をさらに発展させる取組も必要であ ると考えております。

3つ目として、担い手の育成、働き手の確保です。農業の担い手の育成は、農業の持続的な発展を図る上で欠かせないものと認識しております。そのため鋭い経営感覚、豊かな人間性が求められるところであり、それらを育むための場として、(仮称)士幌塾の開設や働き手の確保として農業インターンシップ事業の充実などについて士幌町農業振興対策本部が中心となり、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、農業振興対策本部を構成する関係機関と連携を 図りつつ、これら農業振興策の推進と併せて直面する燃油、肥料、飼料 等の高騰に対する支援の活用により士幌町農業の持続可能性を高め、生 産基盤の強化、安定を図ってまいりたいと考えております。

以上、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長 再質問があれば許します。牧野議員。

再質問をさせていただきます。

今まで農業関係に関しましては、町としても数多く支援をしてきており、農業担い手支援事業や畑総事業、また畜産クラスターやバイオガス事業、鳥獣被害防止対策など多岐にわたり支援事業を展開していただきました。また、国や道が実施しました飼料肥料高騰緊急経済対策と併せ、町単独で原材料高騰対策農業者支援金も実施していただきました。肥料でいえば価格が約2割ほど下がると言われていますが、依然高止まりが続くようで、減肥を実施しても経費の圧縮には限界があるのかなと感じております。また、肥料だけではなく、飼料、電気代、燃油代も高止まり状態で、情勢を見ても下がる要因はないのかなと感じております。

農業収入が上がればいいのですが、生乳では猛暑の影響を受け、枝肉では価格が軟調に推移しており、輪作体系で重要なビートで数量払いの大幅な値下げということで、さらに異常気象の影響も受け、経営は非常に厳しい状況にあります。このような状況が続くと予想され、持続的な支援というのが必要だと考えておりますので、今後の支援策などについてのお考えをお伺いします。

河口議長高木町長

答弁を求めます。町長。

長期化いたします新型コロナウイルス感染症の影響や国際情勢の悪

牧野議員

化等による物価高騰によりまして、農業現場では畑作、酪農、畜産、肉牛など業態を問わず大きな影響を受けております。今年度は、国、道が実施をいたします化学肥料高騰対策や化学肥料低減の定着事業についてJA士幌町と連携をしながら、申請手続を進めているところでございますし、本定例会には長期化する燃油高騰により経営に大きな影響を受けた農業者を支援するため、燃油高騰対策農業者支援金の給付を補正予算に計上させていただいております。引き続き国や道の動向を注視をしながら、関係機関とも連携し、必要な農業者支援を進めてまいりたいと考えてございます。

河口議長 牧野議員 再質問があれば許します。牧野議員。

先ほど答弁いただきました今回補正予算の中に燃油高騰の影響を受けている農業者への支援対策というのが出されますが、一方で持続的な支援策の必要性というのを強く感じていますので、今後も国の動向を見ながら、しっかりとした町独自の支援策を打っていただきたいと思います。

次に、農業経営の大きなウエートを占めるのは肥料代でございます。 肥料経費をどう抑えていくのかというのが課題であり、既存で使っている施肥をする機械だと節減には限界があります。今は技術が進み、衛星での地力マップや生育状況のマップなど、スマートフォンのアプリなどで見ることができまして、さらに最新の施肥機と連動させ、自動操舵とともに可変施肥というものをし、その畑に合わせたきめ細やかな施肥ができ、肥料の使用量を減らし、作業時間も短縮でき、燃油節減とCO2削減にもつながるのかなとも考えます。現在士幌町は、ゼロカーボンに向けた取組を行っていますが、農業部門のゼロカーボンについてはどのような考えを持っているのかお伺いします。

河口議長高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、国は、持続可能な食料システムの構築に向けまして、みどりの食料システム戦略というものを策定し、2050年までに化学農薬の使用量を50%低減や化学肥料の使用量を30%低減を目指す姿を示してきております。この実現のために期待をされる取組としましては、スマート農業技術によるピンポイント農薬散布ですとか、土壌分析、生育診断データに基づく可変施肥や低成分肥料、それからバイオガスプラントの消化液の活用というものがあるかと思います。本町には広大な農地がございますので、地球温暖化の原因であります温室効果ガスの削減につながる取組としては、ふだんの営農の中で行われている堆肥の施用や緑肥、それからビートの茎葉残渣のすき込みなど、有機物の施用による土づくりがこの炭素貯留を促進し、大気中の二酸化炭素濃度を低下させる効果があると期待をしております。

それから、本年4月に策定をいたしました士幌町の再生可能エネルギー導入計画におきましても、その将来ビジョンの一つとして基幹産業の

躍進とスマート農業というものを位置づけておりまして、農業用トラクターの自動運転化や低炭素農業機械の導入などによるCO₂削減を中長期的に推進することとしておりまして、農業分野におけるゼロカーボンの推進につきましても今後非常に重要な取組であると考えているところでございます。

河口議長 牧野議員

再質問があれば許します。牧野議員。

堆肥や緑肥、またビート残渣物の施用ということで CO_2 の削減が期待されるということと、スマート技術導入で農薬、肥料の削減を目指すということで、スマート農業、またハイブリッド農業機械の導入というのがこれから必須な時代が来るのではないかなとも考えております。現在規模拡大は進んでいますが、拡大には限界があり、また経費高で収益を上げていくのが本当に難しく、経費をどう抑えていくのかというのが課題となっております。スマート農業には最新の機械が必要であり、その機械は購入価格が高く、さらに資材高騰のあおりを受け、一段と値上がりしているという状況でございまして、国の補正予算で担い手確保・経営強化支援事業など2分の1の補助事業などもありますが、ポイント制でハードルも高く、なかなか事業にのれないのが現状かなとも感じております。士幌町の農業の未来に向けては、スマート農業、ハイブリッド農業機械を導入することが今後の農業振興対策として必要かなと思っており、効果として燃油、肥料の使用量やコスト削減、また CO_2 削減ができるものと考えております。

一方、酪農、畜産施設をはじめとした農業施設の電気代も大きな経費となっており、町の自家消費型太陽光発電、蓄電池などの導入補助もありますが、事業者向けでは上限250万円であり、農業施設の電気代を賄うパネルの設定となると、規模にもよりますが、現在の補助額では少ないのかなとも感じております。

また、カーボンニュートラル実現に向けての取組として、ハイブリッド農業機械導入費用の助成や太陽光パネルや蓄電池の補助額の在り方を含めた今後の展開についてお伺いします。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

まず、ハイブリッド農業機械の導入の助成については、産業振興課長からお答えをさせていただきたいと思いますし、太陽光及び蓄電池の補助については地域戦略課長からお答えをさせていただき、今後の展開についてその後私からお答えをいたします。

河口議長 郷原産業 振興課長

産業振興課長。

産業振興課、郷原からお答えをさせていただきたいと思います。

1点目のスマート農業、ハイブリッド農業機械などの導入費用の助成 についてでありますが、直近では生産支援事業として麦や大豆のコンバ イン導入や持続的な畑作生産体系の確立事業、収益力強化として畜産ク ラスター事業など、関係機関と連携を図りながら進めてきたところでご ざいます。

また、町単独事業としては、本町の輪作体系を構成している基幹作物の栽培に関わる作業機械の導入を支援し、生産力の向上と適正な輪作体系の維持を目的としてバレイショ収穫機の導入を支援する基幹作物輪作維持支援事業をJA士幌町との協力、連携により平成27年度から9年間にわたり実施をさせていただいております。

国や道が実施する補助事業について、事業内容が合致するものがあれば今後も積極的に申請していきたいと考えておりますし、関係機関で構成する農業振興対策本部においても農業情勢を見極めつつ支援対策等について論議を交わし、引き続き農業者のニーズを捉えながら、必要な支援事業の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

河口議長 小野寺

地域戦略 課 長

地域戦略課長。

地域戦略課長、小野寺から太陽光発電、定置用蓄電池につきまして、 現在本町が行っております環境省の補助を活用した自家消費型太陽光 発電設備等の導入補助金制度では、事業者向け太陽光発電設備は上限50 kWで250万円、定置用蓄電池につきましては50kWh315万円というこ とでありまして、かつ太陽光発電につきましては自家消費率50%以上で あることが要件となってございます。

牧野議員が言われましたように、経営規模によっては農業施設の電気 使用量の実態というのが併せまして太陽光、蓄電池上限を拡大してほし いという要望というのは今年度寄せられている状況にあります。

今後につきましては、町長からお願いしたいと思います。 以上です。

河口議長

町長。

髙木町長

今地域戦略課長から今年度の相談の実態についてお話をさせていただいたところでございます。今後新年度に向けましては、本町の実態というものに鑑みまして、事業者用の太陽光、それから定置用蓄電池の上限につきましては拡大していくよう検討させていただきたいと思います

河口議長

再質問があれば許します。牧野議員。

牧野議員

高性能農業機械の利用や新エネルギーの利用など、農業者のニーズは 多岐にわたっており、それにしっかりと応えていかなければならないの かなとも考えております。現在の支援策では、国、道費を伴う補助事業 や町単独補助事業のほかに、農業振興基金の運用での農業助成というの もあります。先ほど答弁の中にもありました基幹作物輪作維持支援事 業、いわゆるポテハベ事業なのですが、今年度で終了となっていますが、 まだ町内全戸に導入とはなっていないのかなとも見ておりますし、これ から導入したいという、導入を考えているという方もいるとも聞いてお ります。先日ポテハベの導入需要度調査というものがなされましたが、 堆肥や緑肥、残渣物の施用で、 CO_2 削減の観点でいえばてん菜も大事な作物であり、輪作体系に欠かせない作物だと思いますので、この基幹作物輪作維持支援事業は今後どのような計画になっているのかお伺いします。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

ご質問のありました基幹作物輪作維持支援事業につきましては、産業 振興課長からお答えをさせていただきたいと思います。

河口議長郷原産業

振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、郷原からお答えをさせていただきたいと思います。 基幹作物輪作維持支援事業では、これまで124台のオフセット型ハー

基幹作物輪作維持支援事業では、これまで124台のオフセット型ハーベスターを導入しております。議員ご質問のとおり、全ての畑作生産者の方が導入してはおりませんが、町内においては一定の成果があったものと捉えております。

先日から今後の事業の在り方を検討するため、農業機械導入予定の需要調査を実施をしております。これまでは直接的な政策支援が少なくて、面積減少の一途をたどっている金時、小豆を新たな支援対象作物に加えまして、特に近年はユーザーからの増産要望が強まっているということもお聞きしていることから、収穫省力化による作付面積の維持や原料供給量の強化を図るため雑豆コンバインの導入支援を検討したいというところも考えております。バレイショ機械及び雑豆コンバインの導入予定を調査結果により把握いたしまして、生産者のニーズを踏まえた上で事業継続の要否や支援対象等について今後検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

河口議長 牧野議員

再質問があれば許します。牧野議員。

だきました。しかし、現在の世界情勢により、本当にこれまで経験のしたことのない厳しい時代を迎えました。これを乗り越えるには先人からの教えをベースに、先端の技術の導入も急務と考えておりますので、髙木町長の政策テーマであります農村ユートピア2世紀へ、真に豊かな農

農業振興対策、本当に今まで多くの事業に取り組み、実施をしていた

村しほろの実現を目指し、持続可能な農業振興対策、積極的な事業の推進をお願いし、私の質問を終わります。

河口議長 高木町長

町長。

今定例会の行政報告でも触れましたように、農林水産省では食料・農業・農村基本法の見直しに関する最終取りまとめを決定をいたしました。食料危機時に生産の転換や流通制限を指示する体制の検討ですとか、食料安全保障の強化に向けて農産品の国内生産の拡大や価格転嫁の推進が提言をされたところでございます。農業、農村がそれぞれの特徴を生かしまして、将来にわたりこの士幌町の農業がしっかりと維持できるよう農業振興対策本部が中心となり、積極的な事業展開というものを

図ってまいりますので、ご支援、ご協力をお願いを申し上げまして、答 弁とさせていただきます。

河口議長

以上で牧野圭司議員の質問を終わります。

質問順位5番、秋間紘一議員。

秋間議員

それでは、私から町長に物価高騰対策及び支援について伺いたいと思います。

今年も原油価格等の高騰や円安による輸入物価の上昇、穀物生産国の 干ばつの被害を受け、食品をはじめとする生活必需品や燃料、電気等の 消費者物価は異常なほど上昇基調にあります。食品値上げ品数は累計で 3万2,189品目、新たに11月1日に131品目が値上げされております。暮 らしの実態は、年金は上がらず、賃上げ2.4%、物価上昇6.4%で、物価 上昇が上回る厳しい生活環境にさらされ、町民は大変な思いをしながら この冬を過ごそうとしております。町はそのような社会情勢を鑑み、士 幌町低所得者特別生活支援事業をはじめ、各6項目の支援事業を展開す るなど、特に父母の負担軽減と子供の成長を考え、学校給食無償化に踏 み切ったことは高く評価をしております。それでは、住民誰もが安心し て暮らせるような支援の充実について伺いたいと思います。

問い1では、昨年度実施した生活者応援水道料金支援、低所得者生活 支援事業や農業者、商工業者、社会福祉施設等は重要性の高い支援事業 であることから、本年度も実施してはどうか。

問い2、臨時冬期暖房費事業費は、昨年度は1世帯2万円が給付され、 今年度は5,000円減の1万5,000円の給付となっております。現時点の暖 房費の高騰を考慮し、昨年同額に改め5,000円を追加給付してはどうか。

問い3でございます。国は、定額減税や給付の恩恵を受けられないは ざまの個人に対しての支援を検討している報道もありますが、実現に向 けては不確定要素が多々あると聞いております。町は、未実施のときの 対応として、住民の福祉の観点から公平に支援が受けられるよう重点支 援地方交付金等を活用し、支援措置を速やかに講じられるよう取り組ん でいただきたい。

河口議長 高木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

秋間議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の昨年実施しました生活応援水道料金支援、それから低所得者 生活支援事業、農業者、商工業者、福祉施設等での支援事業につきまし ては、今年度も実施を予定し、今定例会での補正予算を提案させていた だいております。

2点目の臨時冬期暖房助成事業における今年度1万5,000円の給付については、これまでの福祉灯油の流れから現在は電気、ガス、まき、石炭等を含む冬期暖房費助成としておりますが、考え方としては灯油価格が10100円を超えた場合に1000分の助成をしてきました。今年度の国からの物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金は、昨年度の地方創生

臨時交付金と比較して約3分の1となる5,300万円となりまして、臨時 冬期暖房助成事業については従前からの北海道の地域づくり総合交付 金と一般財源にて実施をするため10126円の1000分に加えて、高騰し ている電気代分を加味して1万5,000円として実施をしておりますの で、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

3点目の国が実施をいたします定額減税において所得税と住民税の納付額が少なく、4万円分の減税を受けられない方には、減税額に到達するまでの差額を1万円単位で給付することを重点支援地方創生臨時交付金にて検討していると伺っております。今後の国の動向を注視をしながら対応してまいりたいと存じます。

以上、秋間議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長 秋間議員

再質問があれば許します。秋間議員。

問い1につきましては、昨年と同等の支援を講じていただけるという答弁でございますので、ありがとうございました。

それでは、問い2でございますが、臨時冬期暖房費助成費の答弁によりますと、従来から実施されていた福祉灯油を基本に据え、また財源の確保、捻出については大変苦労され、1万5,000円に至った経過については理解をいたしますが、昨年と今年、2年連続で1982年以来41年ぶりの高騰価格に見舞われ、生活困窮で苦労されている方々への支援であるがゆえに、昨年と同じ灯油価格であることから、給付金についても同額が私は妥当だろうと、こういうふうに考えております。また、財源の捻出について、単純な考えで申し訳ありませんが、ふるさと納税給付金などや不用額等から捻出をしていただき、町長から支給対象者の方々に温かい手を差し伸べていただきたいと、このように考えておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

河口議長高木町長

答弁を求めます。町長。

昨年度から今年度にかけての財源等のことについては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。新型コロナが5類の感染症となりまして、経済の回復というものも進んでいるところでございますが、燃油については昨年以降非常に高い状態が続いているというところでございまして、それらの対策についてどのように考えていくかということになろうかと思うわけなのですが、様々な対策というものが新型コロナによって、国によって経済対策されてきたわけでありますが、今後においては様々な対策についてもある程度ソフトランディングというものをさせていく必要もあるのかなと思っているところでございまして、今回従来の福祉灯油の考え方に戻す一歩手前といいますが、現在国でも様々なさらに低所得者対策と、経済対策ということで、住民税非課税世帯に対する春に1世帯3万円、それからこれに加えまして今回7万円を給付するということで、今回の補正予算にも計上させていただいておりま

すし、また低所得の子育て世帯に対しましては、さらに子供1人当たり5万円を給付するという方向で調整をされているというふうな報道もお聞きをしているところであります。これら国の支援の内容をしっかりと私どもとしても把握した上で、昨年と今年の国、それから町を含めての支援というものを比較させていただきながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

河口議長 秋間議員

再質問があれば許します。秋間議員。

今答弁をいただいたわけでございますが、低所得者の今町長言われたのははざまの対策の一つでありまして、その中でトータル的に、総合的に考えながら進めていきたいということでございますので、私は明るい答弁と受け止めていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それから、第3間でございますが、私この3間の質問でございますが、質問書通告する前にいろんな情報の中で定額減税、それから給付のはざまの人方というのは国もなかなか実施するについては不確定要素があるのでというようなお話を聞きましたので、特に町にいろんなお願いをし、対策を講じていただきたいということで実は通告をさせていただきましたが、町長が答弁しているように国も一定の方向性が見いだされてきたということの中で、国の動向を注視しながら対応していくという答弁もいただきましたので、これについては安心して見守っていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

河口議長

以上で秋間紘一議員の質問を終わります。

質問順位6番、山中明裕議員。

山中議員

それでは、髙木町長に市街地、商店街の活性化について質問いたします。

昨今多くの町村で市街地の衰退があり、商店の数が減っております。 士幌町においても閉店により空き店舗が目立ち、閑散としている印象で す。日中市街地を歩いても人通りが少なく、また日曜日も休業している 商店が目立ち、町なかに活気が感じられません。多くの町民からも市街 地、商店街の活性化を期待する声が届いています。市街地、商店街を活 性化させるための具体的な構想について伺います。

河口議長 高木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

山中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、近年の人口減少やインターネット販売の普及、 後継者問題、新型コロナの影響などの理由により店舗数の減少が見受け られているところでありますが、現在第6期町づくり総合計画の下、第 2期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略において課題やニーズを捉 え、基本目標1、地域産業の活性化として具体的な目標を明確にしなが ら、基幹産業の拡大、多様な事業活動と環境整備の支援などに取り組ん でいるところであります。

また、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に小規模企業の発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的としました士幌町小規模企業振興条例が平成29年6月に制定をされ、また商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第1項の規定に基づき士幌町商工会と士幌町の連名による経営発達支援計画に係る認定申請を行い、令和2年3月に認定を受け、令和2年4月1日より地域の小規模事業者の経営の改善発達と地域経済、産業の発展に向けた事業も併せて取り組んでいるところであります。

これまでも士幌町商工業活性化推進事業による支援を行ってまいりましたが、創業、起業支援や事業承継支援、商店街空き店舗対策事業については近年補助内容を拡充し、令和3年度からの実績では3件が空き店舗対策事業を活用し、新たに営業をされており、また次年度においても2件の創業支援や空き店舗活用の相談があるとお聞きをしております。このほか担い手確保支援や特産品開発支援など、多様な補助メニューを用意しており、それらの支援事業により空き店舗の有効な利活用が促され、少しずつではありますが、その効果が見え始めているものと認識をしております。

一方で商店街への集客をどう促すかも大きな課題であると捉えているところでありますが、本年6月には士幌町商工会の主催による第20回士幌おたのしみナイトが4年ぶりに開催をされ、商店街に多くの町民が来場し、大盛況でありました。また、10月の27日と11月2日の2日間、道の駅ピア21しほろにおいてしほろミニ商店街市が開かれ、町内中学校の生徒が地元商店のお勧め商品を販売し、PRするといった新たなイベントも開催されたところであります。これらの取組が今後も継続的に実施されるとともに、小規模事業者を対象とした伴走型小規模支援事業による個店PR、積極的な情報発信などの展開により集客力の強化が図られ、商店街のにぎわい創出につながるものと期待をしているところであります。

いずれにしましても、引き続き士幌町商工会との連携を図りつつ、商工業活性化推進事業の充実と併せ、情報や魅力の発信強化など、町の顔である商店街の活性化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、山中議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。山中議員。

再質問させていただきます。

厳しい経営状況にある商店や店舗数がどんどん減少している多くの 商店街が抱えている課題が集客であり、このことからにぎわい性が少な

河口議長 山中議員

く、深刻な問題になっていると考えています。例えば集客の方法として、一つの方法としてでありますが、ふだん商店街を訪れることが少ない子供たちや若者をターゲットに、空き店舗を活用して例えば駄菓子屋とか模擬店を日曜日などの休日に開催することや、あるいは高齢者がシェアのような複数人で主体的に運営するカフェなども考えられるのではないかと思います。

岐阜県本巣市にある駄菓子屋についてこんな具体例があります。地域の大人と子供との関わりが薄くなっていることを感じた飲食店のオーナーが新たに駄菓子屋をオープンしており、オーナーの志に共感した支援者、地元の出身者、あるいは地元の大人たちが資金を1口1,000円で寄附して、この寄附金を基に幼児から高校生まで1日1人200円まで使えるチケットを無料で提供しているそうです。駄菓子を購入した子供は、その場で支援者に感謝のお手紙を書いているということであります。子供たちの交流の場をつくるとともに、地域の子供は地域の大人が育てるという考えの下、誕生したそうであります。これは一つの事例ではありますが、このような取組も参考としながら、士幌でも日曜日や祝日に限定してオープンすることができれば、市街地ににぎわいを取り戻せるのではないかと期待するところです。

また、このような取組を実際に行うとなった場合に、地域おこし協力 隊員が地域振興の活動の一つとして直接店舗の運営に携わることは可 能でしょうか。いろいろなアイデアを基ににぎわいの創出と活性化の実 現を目指し、ぜひ検討を行っていただきたく、町長のお考えを伺います。

河口議長 高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、ここ数年新型コロナの感染拡大防止のために行動制限や外出自 粛というものがなされてきまして、特に飲食店への来客数は大きく落ち 込んだところでございましたが、人の動きはコロナ発生前におおむね今 戻ってきているところでございます。今後は、地域の魅力を生かしたイ ベントの開催ですとか、新たな事業を展開することで商店街に再び人を 呼び込み、にぎわいを創出することができるものと考えてございます。

議員から先ほど提言のございました駄菓子屋の例からも、地方の商店街というものは商業機能に加えまして地域コミュニティーの場であると思っております。地域にとって大変重要な存在であると考えております。地域振興につながるよう商工会や団体、事業者による自主的な取組費用の一部を支援する町独自の補助制度も用意をしてございます。また、国や道の支援と併せまして効果的、効率的な支援を通じて、この商店街の活性化というものの推進を図ってまいりたいと考えてございます。

現在の地域おこし協力隊につきましては、地域課題の解決のため隊員 それぞれが任務を持ちまして、日々活動しているところでございます。 ご提案をいただきました新たな活動や任務の形態につきましては、誰が 事業主体となることが望ましいのかと、そういったところを関係者とも協議を重ねた上で任務の形態についても検討ができればと考えてございます。

商店会の活性化に向けましては、引き続き商工業者や商工会、町民グループ、団体等との連携強化というものを図りながら、活気にあふれ、 魅力ある商店街づくりに努めてまいりたいと考えてあります。

河口議長 山中議員

再質問があれば許します。山中議員。

再質問させていただきます。

活性化という観点では、最近まで空き店舗対策事業を活用し、旧フードセンター跡に営業していた生鮮食品店が残念ながら昨年3月に閉店し、市街地の北方面からは食品スーパーが姿を消しました。北地域の住民、特に移動手段を持たない高齢者は不便を感じております。町の対策として、免許返納者へのハイヤー料金の一部補助や病院、食料品店、商店街を循環するコミュニティバスが運行されており、町民生活に必要な存在となりつつありますが、待ち時間や、特に冬場においては自宅から停留所までの負担などもあり、高齢者の生活の足としてはまだまだ利便性の向上を図ることが必要ではないかと考えるところであります。民間の食品スーパーでは、店舗から商品を車に積み替え、人が集まりやすい場所へ赴くサービスがあり、その場で商品が買える移動販売車など、あるいは買物を希望する方の自宅まで直接訪問する代行サービスなどのビジネスモデルが構築されており、高齢者や外出困難者にとって有効な買物手段であると考えております。高齢者の移動手段の向上と併せ、買物弱者支援について町長に伺います。

河口議長 髙木町長

答弁を求めます。町長。

まず最初に、コミュニティバスについてありますが、自宅から停留所の距離や待ち時間につきましては、運行ルートが決まっている中でこれを巡回しているという現在の方法の中では、全てをカバーするということはなかなか難しいと考えているところでございます。

また、士幌市街の自動車運転免許を返納した方に対しましては、初年度のみハイヤーチケットを交付してございます。コミュニティバスにつきましては、土日祝日については運行していないということから、士幌市街の方にもこのハイヤーチケットの交付という要望もお聞きをしているところでございまして、ハイヤー事業者と協議を行ってきた経過もございます。現状におきましては、ハイヤーの依頼というものが重なり、時間や日にちの調整をするという場面もあると伺っておりますし、運転手の確保についても非常に苦労しているという状況のようでございます。

今後におきましては、農村部の町営バス、特に昼便の見直しですとか、 ICTの活用によります新しい地域モビリティの調査研究ということ も含めまして、高齢者の移動支援のニーズと事業者側の人材不足の解決 の両面から検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから次に、高齢者に対する買物支援についてでありますが、現在 社会福祉協議会におきましては、支援を必要とする方に対して日常生活 支援サービスたすけ愛という事業を実施をしてございます。そのメニュ ーの一つに買物支援というものがございまして、自宅から店舗までの移 動の支援と店舗での買物に付き添うというサービスを行っているとこ ろでございます。

次に、議員から提言のございました買物弱者対策の一つとして、住民のもとに出向き、サービスや商品を提供する移動販売については、有効なビジネスモデルであると捉えているところでありますが、一方で収益性や車両運行に係る経費などの課題も多く、ビジネスとしてはこういった農村部においてはなかなか成り立ちにくい現状があるとお聞きをしているところでありますが、現状コープさっぽろにおいては移動販売おまかせ便というものが週に1回士幌市街あるいは中士幌にも来ているというところでございます。

いずれにいたしましても、経済社会全体の大きな変化への対応が必要と考えてございまして、商工業者や地域住民の置かれた状況をしっかり把握をいたしまして、その上で目指すべき方向性を検討し、高齢者をはじめ地域で暮らす住民が安心して暮らし続けられる、そういったことができる生活環境づくりというものを目指してまいりたいと考えてございます。

河口議長 山中議員

再質問があれば許します。山中議員。

ぜひ高齢者のためにそういう手段を、有効的な手段を考えていただけ ればなと思っております。

続きまして、11月13日に行われました十勝管内の議員研修会があったのですが、その中で3町村の地域おこし協力隊員の活動が紹介されました。隊員自ら起業した内容や空き家を使った新事業のアイデア提案などすばらしい発表でありました。士幌町の協力隊の方々も意欲を持って日々活動されていますが、さらなる地域発展のため新たな視点を持ち、主体性があるアイデアの提案や工夫を凝らした企画を広く公募するなどして、士幌町の市街地、商店街の活性化、地域の発展につながるような取組の推進をお願いし、私の質問を終わります。

河口議長 高木町長

答弁を求めます。町長。

本町における地域おこし協力隊についてでございますが、3年間の期間の終了後も引き続き本町において活躍をいただいている方も数名ございます。まず、個人で起業をされている方もいらっしゃいますし、また本年5月には社会福祉協議会がみんなのもりのくまさんにおいて共生型、常設型の居場所というものを開設いたしました。子供から高齢者までの様々な人が集い、自由な活動や交流ができるように生まれ変わったものでございますが、ここのコーディネーター役と、それから相談や

人と人とのつなぎ役を行っているのは、本町の初代の地域おこしの協力 隊員でもございます。本町においては、現在4名の地域おこし協力隊が 現職でおりますので、今後の活動においてはさらなる本町の発展のた め、隊員個々の新たな視点からのアイデアや提言を取り入れながら、士 幌町の市街地、そして商店街の活性化、また地域振興につながるような 取組を進めてまいりたいと存じます。

河口議長

以上で山中明裕議員の質問を終わります。 ここで14時20分まで休憩を取ります。

午後 2時07分 休憩 午後 2時19分 再開

河口議長

休憩を解き会議を再開します。

質問順位7番、成田哲也議員。

成田議員

第4回の定例会最後の一般質問をさせていただきたいと思います。私のほうから小中高校におけるスポーツ、文化の振興支援について土屋教育長にお伺いしたいと思います。

小学校、中学校、高校の部活動の各種大会での活躍は、新聞等でも見ることが増えております。町のスポーツ、文化振興助成金規則については、今年度宿泊費の増額がされ、保護者の負担は軽減されましたが、現在の助成金制度では各競技につき年1回の支給と定められております。しかし、競技によっては全道規模の大会が複数回ある場合もありますので、助成金を増やす考えはあるのかお伺いいたします。

河口議長 土 屋 教 育 長

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

成田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の町立学校における児童生徒のスポーツ、文化活動等を通じての活躍は、新聞等でも目にする機会が非常に多くなっていると思いますが、日頃からの努力の成果として本当にすばらしいことであり、大変うれしく思っているところです。

さて、町のスポーツ、文化振興助成につきましては、令和5年4月1日から必要な改正をそれぞれ実施しておりますが、改正した主な内容につきましては、スポーツ振興助成では交付対象者の範囲拡大を目的に、道東大会を追加することで対象範囲を広げております。宿泊費につきましては、十勝管内の町村との比較をしながら、スポーツ、文化振興助成ともに1人につき1泊6,000円から8,000円に引き上げ、町内在住で町外の高等学校に在籍する者につきましては宿泊費以外の交通費、参加料等も含めた一律の金額で、全道大会に出場する者は8,000円から1万円に、全国大会に出場する者につきましては1万5,000円から2万円に増額しております。

成田議員のご指摘のとおり、スポーツ振興、文化振興への助成ともに

同一年度内の助成につきましては、部門ごとに全国大会等及び全道大会等それぞれ1回の助成としているところであります。助成を増やす考えはあるかとのご質問ですが、それぞれの競技における大会の種類、回数、開催方法等の実態を改めて調査をした上で、必要に応じて助成制度の見直しについて検討してまいりたいと考えておりますが、検討に当たっては各競技間のバランス等も考慮しながら進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、成田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

宿泊費、交通費等助成金の回数検討していただくということではございますが、バスの運行利用についても検討していただきたいと思っております。中学生でいいますと、スクールバスの運行規定では十勝管内の中体連と名のつく大会では利用が可能となっておりますが、その他の大会は難しいと思っております。バス代等がかなり高騰している中ではありますし、物流、運送業界の2024年問題もありますが、それについても検討してもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 ただいま質問のありましたスクールバスの特別運行につきましては、中体連以外にも大会があることや文化系の部活動においても様々な活動があることから、中体連、中文連関係以外の各部ごとに年3回まではスクールバスの特別運行を認めることで取扱いについて平成31年に改正をし、現在それで運用をしているところでございます。利用回数のさらなる増については、今後のこの助成制度の見直しの検討の中で併せて検討をしていきたいと考えております。ただ、十勝管内につきましては、スクールバス本来の利用目的や安全面等も踏まえ、現在も認めていない状況でございますし、今後についてもそこを認めていくのはちょっと難しいかなと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

河口議長 成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

いろいろ検討していただくということではございますが、それぞれの 部活が各合同チームとなってきてもおります。ほかの町村等の現状等を 見ながら進めていくとは思いますが、士幌の各小学校、中学校、高等学 校の保護者を対象にアンケート等調査をしていくという考えはござい ますでしょうか。

河口議長

答弁を求めます。教育長。

土 屋 教 育 長 まず、合同チームの関係ですが、中学校でいけば野球、サッカー、バスケットが現在上士幌中学校との合同チームですし、バレーに関しては音更町の共栄中、秋の新人戦についてはそれに駒場中も加わっての合同チームとなっております。これらの部分については、関係する町とも協議をしながら、助成の方法等については全く横並びというのは難しいか

もしれませんが、片方が出して、片方が出さないというようなことはできるだけ避けたいなという私のこれは個人的な思いもありますので、両町とも検討しながら進めたいと思いますが、スクールバスに関してはやはりそれぞれの町村のスクールバスの目的がありますので、他町の子を乗せるというのはちょっと難しいのかなと。それはお互いになのですが、難しいのかなと思っておりますので、そこについてはご理解をいただきたいと思います。

それから、保護者アンケートの関係ですが、まずは中学校各部の大会の状況だとかそれらを調査をさせていただいて、その中でもし必要であれば、それぞれ保護者会等も各部にあると思いますので、そこからまず意見を吸い上げるような形を検討しながら、その後必要に応じて保護者アンケートがもし必要であれば、それについても検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

河口議長 成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

少子化の時代で、先ほどから言われておりますとおり、部活動もほかの町との合同チームになって、調整等大変かとも思いますが、活躍していく子供たち、それを支える親御さんの立場に立って考えていただきた

いということを申し上げ、質問とさせていただきます。

河口議長

教育長。

土 屋教育長

最初の回答でも申し上げたとおり、子供たちの活躍というのは我々教育委員会にとっても、私個人的にも大変喜ばしく思っているところでありますので、そういった支援に関しては、全て対応できるかどうかは分かりませんが、できるだけそういった方向を踏まえながら、今後委員会の中、それから各学校とも協議をしながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

河口議長

以上で成田哲也議員の質問を終わります。

日程第3、議案第4号「指定管理者の指定について」を議案とします。中村議員、伊藤議員、秋間議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となります。本件の審議が終了するまでご退席ください。

暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

(中村議員退席)

(伊藤議員退席)

(秋間議員退席)

午後 2時29分 再開

河口議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

- 58 -

亀 野

議案第4号 指定管理者の指定について説明をいたします。

副町長

これは、士幌町いきいきデイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定する施設名称は、士幌町いきいきデイサービスセンターで ありまして、ケアハウスに併設する施設でございます。

指定管理者は、社会福祉法人士幌愛風会に引き続き指定しようとする ものでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年であります。

指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に公募によらない指定管理者の候補者の選定等とありまして、地域の活力を利用した管理を行うことにより事業効果が期待できるときは公募によらないことができるという規定がございまして、社会福祉法人愛風会からの申請により指定管理者選定委員会を令和5年11月14日に開催し、委員会では妥当と判断いたしましたので、今議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2時31分 休憩

(中村議員入場)

(伊藤議員入場)

(秋間議員入場)

午後 2時31分 再開

河口議長

休憩を解き会議を再開します。

日程第4、議案第5号「指定管理者の指定について」を議案とします。 暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

(亀野副町長退席)

午後 2時32分 再開

河口議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西 野総務課長

議案第5号 指定管理者の指定について、総務課長、西野よりご説明申し上げます。

議案第5号 指定管理者の指定について、士幌町農畜産物加工研修施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回指定する施設の名称は、士幌町農畜産物加工研修施設、愛称しほ ろキッチンでありまして、指定管理者は株式会社CheerSに引き続き指定しようとするものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年の3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に、公募によらない指定管理者の候補者の選定等とありまして、地域の活力を利用した管理を行うことにより事業効果が期待できるはとき公募によらないことができるという規定がございまして、株式会社CheerSからの申請により指定管理者選定委員会を令和5年11月14日に開催し、委員会では妥当と判断いたしましたので、今議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

河口議長

これから質疑を行います。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2時34分 休憩 (亀野副町長入場) 午後 2時34分 再開

河口議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第6号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付

5 • 6

7 • 8

職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第6、議案第7号「士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第7、議案第8号「士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第8、議案第9号「士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」、以上4件を関連議案として一括議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

 議案第6号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、議案第7号、士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第8号、士幌町長等の給与等に関する条例の一部改正及び議案第9号、士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、議長のお許しがありましたので、一括で説明をさせていただきます。

これらにつきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧告に準じて手当及び給料等について改正しようとするものでございまして、本年の人事院勧告では初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、民間との給与差0.96%の給与月額の引上げを行い、ボーナスについては期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げ、年間4.4か月から4.5か月、0.1か月分引き上げる勧告を受け、本町においても勧告に準じ改定をするものでございます。

最初に、議案第6号の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、説明資料の5ページを御覧願います。左側の改正案になりますが、第14条は当年度の期末手当の改正であります。第2項中の「期末手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を追加し、「100分の120」の次に「12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中の「100分の67.5」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」」と追加し、6月、12月の期末手当を改めるものでございます。

次に、第15条は、当年度の勤勉手当の改正であります。第2項第1号中の「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を追加し、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、次のページに移りまして、同項第2項中の「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を追加し、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には」を追加し、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加え、6月、12月の勤勉手当を改め、期末、勤勉手当をそれぞれ引き上げるため、これを改正条例の第1条で行います。

次に、別表第1の給料表の改正でございます。別表第1は、給料表の 改定で、本ページから11ページまで記載をしておりますが、勧告に準じ 民間との格差0.96%を引き上げるため、特に初任給をはじめ若年層での 格差が大きいため、初任給を大学卒で15万100円から1万1,000円アップ するなど、最低1,000円までの引上げを行い、平均引上げ率は約1%と するものでございます。

続きまして、12ページを御覧願います。こちらは、令和6年度から適用するための期末手当の改正であります。第14条第2項中の6月に支給する100分の120と12月に支給する100分の125をそれぞれ100分の122.5に改め、同条第3項中の定年前再任用短時間勤務職員について同項中の100分の122.5とあるのは、100分の68.75に改めます。

次に、令和6年度から適用するための勤勉手当の改正であります。第15条第2項第1号中の6月に支給する100分の100と12月に支給する100分の105をそれぞれ100分の102.5に改め、次のページ、13ページに移りまして、同項第2項中の定年前再任用短時間勤務職員について6月に支給する100分の47.5と12月に支給する100分の50をそれぞれ100分の48.75に改めるため、これを改正条例の第2条で行います。

次に、14ページを御覧願います。こちらは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、説明資料のとおり、人事院勧告に準拠し給料月額を改正するもので、こちらは改正条例の第3条で行います。 なお、任期付職員に勤勉手当はありませんので、この部分は改定となりませんことを申し添えさせていただきます。

恐れ入ります。議案に戻っていただき、15ページを御覧願います。本ページ下段になりますが、附則の第1条、施行期日等については、公布の日から施行するものですが、改正条例の第2条の規定は令和6年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用をいたします。

次のページ、第2条では、今回の改正前の支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする規定で、既に支払った給料及び期末、勤勉手当は内払いの扱いとし、増額となった分の差額を後日支払うものでございます。

続きまして、説明資料に戻っていただきまして、15ページを御覧願います。こちらの議案第7号は、士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、給料の額は別表第1のとおり人事院勧告に準拠し、給料月額を改正するものでございます。

なお、会計年度任用職員の期末、勤勉手当については、職員の給与条例を引用しておりますことを申し添えさせていただきます。

附則につきましては、議案第6号と同じでございますので、説明は省 略をさせていただきます。

続きまして、説明資料の17ページを御覧願います。こちらの議案第8号、士幌町長等の給与等に関する条例の一部改正につきましては、職員の期末、勤勉手当の引上げ分と同率を期末手当として引き上げるものでございます。

恐れ入ります。また議案に戻っていただき、19ページを御覧願います。 附則につきましては、第1項の施行期日等について公布の日から施行 し、令和5年12月1日から適用するものでございますが、第2項につい て本年12月に支給する期末手当についての規定を設け、第3項に議案第 6号と同様に手当の内払いの規定を設けてございます。

次に、隣のページ、20ページに移りまして、議案第9号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、期末手当を0.1か月分アップするものであります。新旧対照表は、説明資料の18ページに載せてございます。

施行期日及び報酬の内払いに関わる附則につきましては、議案第8号 と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第6号から第9号まで、今年の人事院勧告による給与の改 定についての説明とさせていただきます。

河口議長

これから質疑を行います。

(な し)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号「士幌町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

第副 町 長

議案第10号 士幌町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、一部条ずれが生じたことから、引用条文の整理を行うものでございます。

改正部分につきましては、第1条中の第7条第1項を第8条第1項に 改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和5年12月13日から施行するものでございます。

以上、議案第10号の説明といたします。

河口議長

これから質疑を行います。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し

河口議長

討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

1 0

日程第10、議案第11号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

第副 町 長

議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等が改正され、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に併せ個人番号との情報連携を図るため、福祉医療の助成に関する事務を追加規定するものでございます。また、この改正により地方税関係等の情報が市町村間で連携可能となることで、各書類の添付が省略でき、町民の利便性に資することとなります。

それでは、説明資料の21ページを御覧願います。新旧対照表は、22ページから24ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、個人番号の情報連携を行う事務として、

(1) の乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務、(2) の重度心身障がい者並びに独り親家庭等の母、または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務をそれぞれ追加するものでございます。

次に、施行期日でございますが、公布の日から施行するものでありま

1 1

す

以上で議案第11号の説明といたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号「士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀 野副 町 長

議案第12号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正により、基準の規定を適用する場合の読替えについてその内容が一部見直されたことから、基準の改正に準拠して条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、議案の24ページになりますが、主な改正内容につきましては、第36条第3項中の第2項中の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」と読替規定を追加するものでございます。

次に、施行期日でありますが、公布の日から施行するものであります。 以上、議案第12号の説明といたします。

河口議長

これから質疑を行います。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号「士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

第副 町 長

議案第13号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に ついて説明をいたします。

この改正につきましては、全世帯対応型の社会保障を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法等の改正により、令和5年11月以降に出産を予定、または出産した被保険者に関わる産前産後期間の所得割額及び均等割額の減税措置が新設されたことに伴い、本町の保険税についてこれに応じた措置を講じるため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、説明資料の27ページを御覧願います。新旧対照表は28ページから30ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、出産被保険者に関わる保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額については、当該被保険者の属する世帯の保険税年額についてそれぞれの区分に応じ額を減額するもので、所得割額の場合は当該保険者に関わる基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の所得割の保険税率を乗じて得た額の12分の1の額に出産予定日の前月、多胎妊娠の場合は3か月前から出産予定日の翌々月までの期間、産前産後期間の月数を乗じて得た額といたします。被保険者均等割額は、被保険者均等割額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を免除いたします。

なお、産前産後期間については、免除対象期間イメージを掲載してございますが、単胎妊娠の場合は出産予定日、または出産日が属する月の前月から翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定日、または出産日が属する月の3か月前から翌々月までの6か月間が対象となります。ただし、免除の対象となるのは令和6年1月以降の保険税が対象となりますので、例えば令和5年11月に出産した場合は令和6年1月分の保険税が免除となり、令和5年12月に出産した場合は令和6年1月、2月分の2か月分の保険税が免除となります。

(2)の免除額は、令和6年1月以降の対象となる期間の均等割額と 所得割額の全額が免除され、(3)の対象者は令和5年11月1日以降に 出産する予定、または出産する被保険者が対象となります。

これ以外につきましては、本条例の改正に伴う規定の整理や対応する 法令の規定に合わせ一部文言を整備するものでございます。

恐れ入ります。議案の27ページに戻っていただきまして、附則ですが、施行期日は令和6年1月1日からの施行でありますが、この条例による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に関わるもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分

までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第13号の説明といたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号「令和5年度士幌町一般会計補正予算[第9号]」 を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西 野

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

総務課長

議案第14号 令和5年度士幌町一般会計補正予算[第9号]ですが、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,131万7,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億9,831万8,000円に改めようとする ものです。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。

なお、今回の補正予算の歳出で1節報酬から4節共済費までの職員人件費の補正につきましては、一部年度途中の職員採用や人事異動によるものも含まれておりますが、本年の人事院勧告に準じた給与改定に伴うものが主でございますので、各科目でのこれら人件費の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページをお開き願います。12ページ上段の2款1項3目財産管理費では、本年度実施の町有施設の解体工事や高圧受電設備改修工事等から発生しましたPCB廃棄物の運搬及び処分に必要な費用として、12節委託料にPCB廃棄物処分業務委託料200万5,000円、収集運搬業務委託料61万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、中段の7目環境対策費では、ゼロカーボン士幌の実現に向け、 本年9月から開始した省エネ基準を達成した冷蔵庫の入替えに係る補助事業について、その要望増に対応するため、18節負担金補助及び交付金に省エネ家電買換え補助金1,200万円を追加するものでございます。

次に、下段の14目愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるもので、一般寄附の寄附実績を勘案し、24節積立金に316万9,000円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額充当するものでございます。

次に、13ページに移りまして、中段の2項2目賦課徴収費では、令和6年度から運用開始となる個人住民税の特別徴収税額通知の電子化に向けたシステム改修費用として、12節委託料に特別徴収税額通知電子化改修委託料191万4,000円を追加するほか、18節負担金補助及び交付金には負担金の額確定に伴い、十勝市町村税滞納整理機能市町村負担金37万6,000円を追加するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修費用として、12節委託料に戸籍情報連携システム改修委託料269万3,000円を追加し、特定財源として戸籍情報連携システム改修補助金を同額充当するものでございます。

次に、15ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費では、施設燃料費の不足分として、10節需用費の燃料費に144万円を追加するほか、物価高騰に直面する低所得世帯や事業所等への経済的な負担軽減策を実施するための事務費として、10節需用費に消耗品費と印刷製本費を合わせて12万8,000円、11節役務費に合わせて48万2,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金には町内の社会福祉施設等を対象に規模に応じた支援金を支給する社会福祉施設等エネルギー高騰対策支援金146万5,000円、住民税非課税世帯へ給付金を支給する低所得世帯支援給付金5,250万円を追加、19節扶助費には実績見込みによりひとり親家庭等医療費50万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金6,114万1,000円を充当するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。3目障がい者福祉費では、障がい者福祉サービス等報酬の改定に伴うシステム改修費用として、12節委託料に障がい者福祉電算システム改修保守委託料110万円を追加し、特定財源として障害者総合支援事業費補助金49万5,000円を充当するものでございます。

次に、5 目高齢者福祉施設費では、介護サービス事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の介護サービス事業繰出金720万1,000円を追加、6 目後期高齢者医療費では後期高齢者医療事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の後期高齢者医療職員給与費繰出金20万3,000円を追加、7 目国民健康保険費では国民健康保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の国民健康保険職員給与費繰出金19万8,000円を追加するほか、国保会計のシステム保守委託料や滞納整理機構負担金の調整に伴い、事務費繰出金95万7,000円を減額するものでございます。

次に、9目介護保険費では、介護保険事業特別会計の人件費の補正のほか、介護会計のシステム改修委託料の追加に伴い、27節繰出金の介護保険事業職員給与費等繰出金38万5,000円、事務費繰出金271万1,000円、地域支援事業繰出金17万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、17ページに移りまして、中段の2項5目子育で支援推進費では、物価高騰の影響を受ける子育で世帯への経済的な負担軽減策を実施するための事務費として、11節役務費の郵便料に25万2,000円、12節委託料には対象の世帯に商品券を支給する子育で世帯支援商品券事業委託料895万2,000円を追加するほか、令和6年4月のこども家庭センター設置に向けた相談スペースの備品購入費用として、17節備品購入費に庁用備品購入費93万円を追加、22節償還金利子及び割引料には過年度に給付事業を実施した給付金に係る補助金の精査に伴う国庫への返還金として子育で世帯生活支援補助金返還金21万5,000円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金864万2,000円、出産・子育で応援交付金77万4,000円を充当するものでございます。

次に、6目乳幼児等医療費では、実績見込みにより19節扶助費に乳幼児等医療費640万円を追加、7目未熟児養育医療費では令和4年度分の 実績確定に伴う国庫への返還金として、22節償還金利子及び割引料に未 熟児養育医療費国庫負担金返還金23万3,000円を追加するものでござい ます。

次に、19ページをお開き願います。19ページ上段の4款1項4目病院費では、20節貸付金に病院事業会計運営資金一時貸付金1億5,000万円を追加し、特定財源として国保病院貸付金償還金を同額充当するものでございます。

次に、5目上水道費では、水道基本料金減免に係る自家水等利用者への支援に必要な費用として、18節負担金補助及び交付金に自家水等利用者支援金2万6,000円を追加するほか、27節繰出金に減免に係る簡水会計への繰出金900万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金900万円を充当するものでございます。

次に、20ページをお開き願います。6款1項3目農業振興費では、18 節負担金補助及び交付金にてん菜を原料としたラップサイレージの製造及び家畜への給与の実証事業に係る補助事業採択に伴い、持続的畑作 生産体系確立緊急支援事業補助金400万9,000円を追加するほか、燃油高騰による影響を受けた農業者への支援事業として、燃油高騰対策農業者支援金1,800万円を追加し、特定財源として持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金400万9,000円を充当するものでございます。

次に、下段の7目土地改良事業費では、特定財源において本年度の実施事業に係ります公共事業等債、辺地対策事業債の財源補正でございます。

次に、21ページに移りまして、上段の2項1目林業振興費では、エゾシカ、キツネ等の捕獲数増加により、7節報償費に有害鳥獣捕獲報償85万9,000円を追加するほか、23節投資及び出資金に十勝大雪森林組合出資金255万4,000円を追加し、特定財源として令和4年度の森林組合事業配当金255万4,000円を充当するものでございます。

次に、22ページをお開き願います。22ページ下段の8款2項3目道路 橋梁新設改良費では、特定財源において本年度実施事業に係ります辺地 対策事業債の財源補正でございます。

次に、24ページをお開き願います。10款2項1目学校管理費では、小学校施設の燃料費等の不足分として、10節需用費の燃料費に59万円、下水道料に20万円を追加し、特定財源は学校保健特別対策事業費補助金63万4,000円の財源補正でございます。

次に、25ページに移りまして、上段の3項1目学校管理費では、中学校舎内のトイレ換気扇の故障に伴い、10節需用費の修繕料に62万円を 追加するものでございます。

次に、2目教育振興費では、株式会社平田建設様からいただきました ご寄附を充て、17節備品購入費の図書購入費に10万円を追加し、特定財 源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に、下段の4項1目学校管理費は、次の26ページをお開きいただき、 士幌高校校舎の施設電気料の不足分として、10節需用費の電気料に95 万4,000円、校舎の網戸設置に係る費用として17節備品購入費に施設備 品購入費153万5,000円を追加し、特定財源として25ページにあります学 校保健特別対策事業費補助金67万5,000円を充当するものでございま す。

次に、27ページをお開き願います。27ページ上段の6項1目保健体育総務費では、スポーツの全道、全国大会出場を対象とした助成事業費に不足が生じる見込みのため、18節負担金補助及び交付金に各競技大会派遣助成金100万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開き願います。特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみご説明いたします。9ページの一番上、10款1項1目地方交付税の普通交付税に2,314万8,000円を追加するとともに、10ページをお開きいただき、中段の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に4,558万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。第2表、地方債補正は、土地改良 事業や橋梁長寿命化事業に係ります公共事業等債、辺地対策事業債につ きまして、それぞれ補正後の欄に記載のとおり、限度額を変更するもの でございます。

なお、28ページから30ページにかけましては、特別職、一般職の給与 費明細書を掲載し、最終ページの31ページには地方債の現在高の見込み に関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要な施策について保健福祉課長、建設課長、産業振 興課長からそれぞれ説明資料の36ページから掲載しております資料に 河口議長 佐藤保健 福祉課長

より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 保健福祉課長。

議案の説明資料36ページから38ページにかけまして、保健福祉課長、 佐藤からご説明申し上げます。

これらの事業につきましては、6月に可決いただいた士幌町低所得者 生活支援特別給付金などとの連続性を考慮し、物価高騰の影響を受けた 低所得者や社会福祉施設、子育て世帯の支援を目的として取組を行うも のであります。

初めに、説明資料36ページを御覧ください。士幌町低所得者生活支援特別給付金でございますが、エネルギー、食料品価格などの物価高騰に直面する低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円、前回6月と合わせて10万円を給付することで経済的な負担軽減を図るものであります。

支給対象者は、国が定める基準日におきまして士幌町に住民票があり、世帯全員の住民税が非課税である世帯です。想定世帯数は750世帯と見込み、事業費で5,250万円、事務費で61万円を計上しております。

続きまして、37ページに移りまして、社会福祉施設等エネルギー高騰対策支援金は、物価高騰の影響により電気代の負担が増加しております社会福祉施設等に対しまして負担軽減を図ることにより施設運営を支援するものでございます。基準額は、事業所のサービス内容により異なりますが、居宅サービス事業所ほか記載のとおりとなっております。想定事業所数は9事業所、事業費で146万5,000円を予算計上しております。

38ページに移りまして、物価高騰に伴う子育て世帯支援事業は、エネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援を目的として、18歳以下の子供の保護者を対象に子供1人につき町内で使用できる商品券1万円分を配付するものでございます。子供の想定人数は875人と見込み、商品券の発行、回収に係る委託料を895万2,000円、郵便料などの事業費25万2,000円を予算計上しております。

以上で保健福祉課からの説明を終わります。

河口議長 上 山

建設課長

建設課長。

建設課長、上山よりご説明申し上げます。

引き続き説明資料39ページをお開き願います。水道使用料基本料金3か月分減免についてでございます。昨年度に引き続き物価高騰対策といたしまして、士幌町内の水道をご利用いただいております全ての町民、事業者を対象に水道使用料の基本料金を減免して、負担の軽減を図ろうとするものでございます。令和6年1月から3月請求分までの3か月分の水道使用料の減免で、減免した金額を簡易水道事業特別会計に繰り出すものでございます。

また、自家水として井戸を使われている方や町外から給水されている方につきましては、減免相当額を申請していただくことで支援しようと

するものでございます。

減免予定額につきましては900万円を想定してございます。自家水の利用者支援金としては2万6,000円をそれぞれ計上するものでございます。

以上、建設課からの説明とさせていただきます。

河口議長郷原産業振興課長

産業振興課長。

続きまして、資料40ページを御覧いただきたいと思います。この支援 金は、長期化する国際情勢の悪化に伴う燃油の高騰により、経営に大き な影響を受けている農業者に対して町独自の支援金を給付し、農業経営 を支援するものでございます。

給付対象は、要件(1)として町内で農業を営む農業者、要件2として本支援金の申請日まで農業を営み、受給後も引き続き農業を継続する意思がある事業者です。ただし、該当しない場合であっても町長が特に認めた場合は給付対象者となります。給付額は、1戸当たり5万円です。申請期間は、令和6年1月4日から2月29日までを予定しており、申請受理、審査後速やかな給付を行ってまいります。

本支援金の対象農業者は約360戸を見込み、補正予算には1,800万円を 計上しております。

続きまして、41ページを御覧ください。この支援金につきましてもウクライナ情勢などにより原油高、エネルギー価格高騰が進む中で、価格高騰の影響を受けている事業者に対して町独自の支援金を給付することにより町内事業者の事業継続を下支えし、町内経済活動の回復を図るものです。

給付対象者は、要件1として町内で事業を営む小規模事業者で、要件2として本支援金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者でございます。要件3としては、士幌町燃油高騰対策農業者支援金を受給していない事業者としていることと、給付額は法人事業者は3万円、個人事業主は2万円です。申請期間につきましては、令和6年1月4日から2月29日までを予定しておりまして、こちらも申請受理後、審査して速やかな給付を行ってまいります。

本支援金の対象は、法人100事業者、個人150事業者を見込んでおりまして、こちらにつきましては既存予算の600万円を財源といたしております。

以上です。

河口議長 中村議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番、中村議員。

12ページなのですが、環境対策費ですか、これは恐らく、1,200万円ですか、当初のあれが非常に人気があって、既に完売して今回新たに補正するものと思いますが、町としてこの後の考えがあるのかお伺いします。

河口議長

町長。

髙木町長

省エネ家電、冷蔵庫の買換え補助なのでありますが、9月の定例会で50台分500万円の予算を計上させていただいたところ、10日間で申請申込みがいっぱいになったということで、正直私どもの見込みもちょっと少なく見込み過ぎていたのかなというところで反省をしているところでございまして、今年度の分については1,200万円ということで今回計上させていただいております。

今後についてでございますが、今環境省の重点対策加速化事業の補助 採択を受けまして、太陽光と蓄電池の導入補助などを実施しているとこ ろでございまして、その事業期間が令和5年、今年度から5年間という ことで令和9年度までを実施をしていき、2030年のゼロカーボンの目 標、温室効果ガスを約半分にするという目標に向かってやっていってい るところでございますので、単独事業ではございますが、省エネ家電の 買換え補助についてもこの環境省の補助と同じく事業期間5年間、今年 度から5年間をまず実施をしていきたいと、これは毎年度の予算におい て議会において可決をいただかなければならないのですが、そういう予 定で今進めているというところでございます。

河口議長

大西議員。

大西議員

今回人気があるからもう一回補正組んで1,200万円、これ一般財源から出しますが、今町長の説明では国の予算がついたので、国の補助金で来年度は予算組んでいくものか。今回は、国の補助金がないので、単独一般財源で1,200万円組むのか、その辺の流れ。

河口議長 高木町長

答弁を求めます。町長。

省エネ家電買換え補助については、来年度以降も国の補助の対象にはならないのです。環境省の補助を今年度から受けたので、それと併せて行うという意味ですので。

来年度以降も含めての財源なのでございますが、一般財源ということではあるのですが、環境に対する事業ということで、ふるさと納税の財源も活用しながら、この事業を進めていきたいと思います。特にこれ全世帯が太陽光や蓄電池というものを導入できるわけではございませんので、それぞれの家庭で実施できるメニューということで、この事業をまたしっかりとやっていければと思っているところでございます。

河口議長 大西議員

大西議員。

今町長の初めの説明では補助金がついたからというので、来年度以降5年間はいいのかなと思ったら、違うのだという話ですが、ふるさと納税だとかというのはそれはある程度前提しているだけの話で、それが絶対来るという確信が取れないですから、だから来年以降5年間というから、仮に今年は1,200万円だが、来年以降も1,200万円組むと、言ってみれば5年間組めば6,000万円ですから、結構な金額になっていくので、そこまで要望があるかどうか分からないが、何とか国からの補助金がもらえるならうもらう。何か運動してやっていかないと、これだけのゼロ

カーボンで家電の買換えだけで何千万円も使っていくというのはいかがなものかなと思うのです。だから、その辺は町長も考えてやってもらわないと、人気あるからいいのだ、いいのだみたいな話になって使うというのもこれまたどんなものかなと思いますので、その辺は考えながらやってほしいなと思います。

河口議長

答弁を求めます。町長。

髙木町長

現在のところ今年採択を受けた環境省の重点対策加速化事業の対象にはなっていません。やはり日本全体の中でこのゼロカーボンの取組を進めていくという場合については、当然各家庭で取り組めることというのもしっかりとやっていく必要があると思いますので、国に対してこれらの補助メニュー、あるいは北海道の補助ということも要望しながら、この奨励補助というものを進めていければと考えてございます。

河口議長

ほかに質疑ありませんか。

12番、秋間議員。

秋間議員

20ページの3目の農業振興費の燃料高騰対策の農業者支援なのですが、この説明の中でただし上記に該当しない場合にあっても、燃油価格の高騰により影響を受けたと町長が特に認めた場合には該当しますよということですが、この町長が特に認めたというのはどのような経営形態を指しているのか伺いたいと思います。

河口議長

答弁を求めます。産業振興課長。

郷原産業

産業振興課、郷原でございます。

振興課長

ここにちょっと注意書きで書かせてはいただいていたのですが、前回も実は同じような書き方をさせていただいております。農業者という一つのくくりではありますが、例えば農協さんの組合員さんでない方も実はいらっしゃったりするものですから、その方々も広く救えるようにという意味でこちらには書かせていただいたというところでございます。

河口議長

12番、秋間議員。

秋間議員

この支援は農業者ということですよね。ということは、農協、JAの組合員でなくても町内で営農を営んでいる方は農業者なのです。そういうくくりで行政側もきちっと把握していると思うのです。そうすると、この文面はややこしくて理解ができないので、削除してもらったほうがいいと思います。

河口議長

産業振興課長。

郷原産業

産業振興課長、郷原でございます。

振興課長

こちら早急に内容見直しをさせていただいて、対応させていただきた いと思います。

河口議長

ほかに質疑はありませんか。

9番、伊藤議員。

伊藤議員

先ほどに戻りまして関連しますが、12ページの7の環境対策費、これ は前回1回目やったときの反省を踏まえているのかどうか。あのときに 2点問題点がありました。第1点は、先着順なのか、申込み順なのか、 抽せんなのか明示されていなかったことが第1点。それから、もう一点 は、議案が通ったときに町のフェイスブックに出ました。それを見た人 はいち早く申込みしました。ところが、1週間後に町の広報を見て来た 人は、もう既に申込み締め切りました。これ町民にとって公平なのでし ょうか。情報の伝達について今回どのように考えているのか。それから、 先着順なのか、あるいは申込みがいっぱいになったときにどういうふう に説明されるのか、そのことをきちんとお聞きしたいと思います。でき ればきちんと町民にそのことが分かりやすく通知するようにしていた だきたいと思います。

河口議長

地域戦略課長。

小 野 寺

地域戦略課長、小野寺から回答させていただきます。

地域戦略 課 長

まず、今定例会で可決させたいただいた後には、周知の方法としましては明日新聞折り込みに入れる予定でおります。そして、町のホームページ、フェイスブック、ラインに明日の今の予定では6時、夕方の6時に一斉送信して周知をしていくという考え方でおります。

それと、申込みにつきましては、今回も前回同様で申請方式ということで、先着順といいますか、抽せんは行わず、申請をもって、当然今持っている冷蔵庫が10年前のものなのかといった審査もありますので、その辺も踏まえて書類が整った後、申請をいただくという形を取らせていただく予定でおります。

以上です。

河口議長

ほかに質疑はありませんか。

7番、大西議員。

大西議員

あんまり大したことないのですが、21ページの林業振興費の有害鳥獣、今年春からずっと熊が話題になってきたわけですが、士幌町でも結構熊は出ていたのだと思いますが、どのぐらい駆除したのか、それだけ教えてください。

河口議長

産業振興課長。

郷原産業

産業振興課長、郷原でございます。

振興課長

ヒグマ、こちらの熊の駆除状況につきましては、9月までで7頭です。 昨年は1頭ですので、単純に7倍というところでございます。

以上です。

河口議長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

1 4

日程第14、議案第15号「令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計 補正予算[第3号]」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

吉 川町民課長

町民課長、吉川から議案第15号 令和5年度士幌町国民健康保険事業 特別会計補正予算[第3号]についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,160万8,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費までは、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の補正で、合計19万8,000円を増額するものでございます。特定財源につきましては、職員給与費繰入金を同額充当するものでございます。続きまして、12節委託料は、国保事務処理標準システムのクラウド移行費用の負担方法の変更により、国保システム保守委託料を58万円減額し、特定財源として事務費繰入金を同額減額するものでございます。

次に、1款2項1目賦課徴収費、18節負担金補助及び交付金は、負担金の額の確定に伴い、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金37万7,000円を減額するもので、特定財源として事務費繰入金を同額減額するものでございます。

次に、3款1項1目国民健康保険事業費納付金、18節負担金補助及び 交付金は、北海道へ支払う納付金の確定により、医療給付費分、介護納 付金分合わせて106万3,000円を減額し、特定財源として国民健康保険準 備基金繰入金を同額減額するものでございます。

次に、6ページに移りまして、7款1項2目償還金、22節償還金利子及び割引料は、過年度に実施しました給付事業に係る交付金の事業費確定に伴う北海道への返還金として、医療給付費等交付金返還金、国保給付費等交付金返還金合わせて365万4,000円を増額し、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものでございます。

歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので、省略 させていただきます。

7ページ、8ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決 決定いただきますようお願いいたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

| 1 | 1 | |
|-----|------|--------------------------------------|
| | | (な し) |
| | 河口議長 | 討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。 |
| | | 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 河口議長 | 異議なしと認めます。 |
| | | よって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 1 5 | | 日程第15、議案第16号「令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会 |
| | | 計補正予算[第2号]」を議題とします。 |
| | | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。 |
| | 吉川 | 町民課長、吉川から議案第16号 令和5年度士幌町後期高齢者医療事 |
| | 町民課長 | 業特別会計補正予算[第2号]についてご説明いたします。 |
| | | 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3,000円追加し、 |
| | | 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,472万4,000円に改めようとする |
| | | ものでございます。 |
| | | 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1 |
| | | 項1目一般管理費、2節給料から4節共済費までは、人事院勧告に準じ |
| | | た給与改定に伴う人件費の補正で、合計20万3,000円を増額するもので |
| | | ございます。特定財源につきましては、職員給与費繰入金を同額充当す |
| | | るものでございます。 |
| | | 歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので、省略 |
| | | させていただきます。 |
| | | 6ページ、7ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させて |
| | | いただいておりますので、ご参照願います。 |
| | | 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決 |
| | | 決定いただきますようお願い申し上げます。 |
| | 河口議長 | これから質疑を行います。 |
| | | (な し) |
| | 河口議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 |
| | | (な し) |
| | 河口議長 | 討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。 |
| | | 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 河口議長 | 異議なしと認めます。 |
| | | よって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 1 6 | | 日程第16、議案第17号「令和5年度士幌町介護保険事業特別会計補正 |
| | | 予算[第3号]」を議題とします。 |
| | | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 |
| | 佐藤保健 | 保健福祉課長、佐藤から議案第17号 令和5年度士幌町介護保険事業 |
| | 福祉課長 | 特別会計補正予算[第3号]についてご説明いたします。 |
| | | 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,322万4,000円を追 |
| | | |

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,166万3,000円に改めようと するものであります。

歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、2節給料から4節共済費までは給与改定に伴い38万5,000円を追加、12節委託料では介護報酬改正に伴い介護保険システム改修委託料として342万1,000円を追加、特定財源として介護保険システム改修事業費補助金71万円ほか、記載のとおり充当するものでございます。

2款1項3目地域密着型介護サービス給付費では、18節負担金補助及び交付金200万円を減額、8目居宅介護住宅改修費では18節負担金補助及び交付金に40万円を追加、7ページに移りまして2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費では18節負担金補助及び交付金に160万円を追加、理由はそれぞれ実績見込みによるものでございます。特定財源につきましては、国の現年度分介護給付費負担金など、それぞれのルールに基づき記載のとおり充当するものでございます。

3款4項1目総合相談事業費では、2節給料から4節共済費までは給 与改定により36万5,000円を追加、10節需用費は燃料費に3万円を追加、 特定財源として地域支援事業交付金などルールに基づき記載のとおり それぞれ充当するものでございます。

5款1項2目償還金では、22節償還金利子及び割引料に令和4年度の 介護給付費国庫負担金などの事業が確定したことにより、国庫負担金返 還金と道費負担金返還金合わせまして2,902万3,000円を計上、特定財源 として前年度繰越金を同額充当するものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略させて いただきます。

8ページから9ページにかけましては、給与費変更に伴う一般職の給 与費明細書を掲載しておりますので、ご参照いただけますようお願い申 し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、可決決定いただけますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。

(な し)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号「令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計

補正予算[第3号]」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設 長。

齋藤特養 施 設 長 特別養護老人ホーム施設長、齋藤より議案第18号 令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算[第3号]についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,765万3,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。 1款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料から4節共済費は、人 事院勧告に基づく人件費の補正によるもので、合わせて720万1,000円を 追加するものであります。特定財源として、同額を一般会計から繰入れ するものであります。

歳入については、特定財源で説明いたしましたので、省略させていた だきます。

なお、6ページ以降には給与費明細書を掲載しておりますので、ご参 照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号「令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計補正 予算[第2号]」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

上 山建設課長

建設課長、上山から令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算 [第2号] についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2万7,000円に改めようとするものでございます。

最初に、歳出予算からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、人事院勧告による人件費の調整で、2節から4節まで合わせて25万5,000円を追加するものでございます。

- 79 -

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。先ほどご説明申し上げました水道使用料基本料金の減免により、2款1項1目水道使用料を900万円減額し、同額を特定財源、3款1項1目一般会計繰入金にて追加計上するものでございます。

特定財源以外の財源につきましては、4款1項1目繰越金で25万5,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

なお、6ページから7ページまでは給与費明細書を掲載してございま すので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決 定いただけますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし

河口議長

討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

19

日程第19、議案第20号「令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計補 正予算「第2号」」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

上 山建設課長

建設課長、上山から令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算[第2号]についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,175万3,000円に改めようとするものでございます。

最初に、歳出予算からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、人事院勧告による人件費の調整で、2節から4節まで合わせて21万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。6款 1 項 1 目繰越金で21 万2,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

なお、6ページから7ページまでは給与費明細書を掲載してございま すので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

「閉会中継続調査申出書」を議題とします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員 長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり 閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会します。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回士幌町議会定例会を閉会します。

(午後 3時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員